

介護保険事業者 指定基準と報酬体系 (令和2年度集団指導)

介護老人保健施設

(介護予防) 短期入所療養介護

令和2年度
和歌山県長寿社会課サービス指導室

注意して頂きたい事項

1 人員基準関係 (P3~7 参照)

人員基準はあくまで最低限配置することが義務付けられた基準ですので、**人員基準を遵守しつつ、適切なサービスを提供できるよう、適正な人員配置、勤務体制の確保をお願いします。**

医師等特定の職種の方の人員基準欠如や夜勤職員が配置基準未満の場合は、減算となる場合がありますので、十分にご注意下さい。

→人員基準欠如及び夜勤職員配置基準未満の場合の取扱いは P52 参照

① 勤務時間の考え方について

介護老人保健施設の従事時間のみで、人員基準は判断する必要があります。

併設する診療所や病院の勤務時間は、介護老人保健施設の常勤換算方法による員数の算出にあたっては算入できません。

なお、医師は、介護老人保健施設内で行われる(介護予防)通所リハビリテーション及び(介護予防)訪問リハビリテーションに係る勤務時間については、当該施設の職務と同時並行的に行われることで**入所者の処遇に支障がない場合は**、勤務時間として参入できます。

② 医師の配置基準について

介護老人保健施設の管理者は医師が原則となっており、管理者は常勤である必要があるため、原則として常勤の医師が1人以上必要となってきます。

なお、病院又は診療所と併設する介護保険施設等の管理者を兼ねている場合にあっては、その者は常勤とみなして差し支えないこととなっています。

③ 看護師若しくは准看護師又は介護職員の配置基準について

常勤換算方法で、入所者の数が「3」又は**その端数を増すごとに1以上**の員数の配置が必要です。

→必要配置人員数は必ず整数となります。また、入所者の数は、原則として**前年度の平均値**です。

看護師又は准看護師の員数は、看護・介護職員の「7分の2」程度、介護職員の員数は「7分の5」程度が標準となっています。また、非常勤職員を配置する場合の、常勤職員の割合等の要件にも注意して下さい。

④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置について

介護老人保健施設とその他のサービスに係る従事時間は明確に区別した上で、人員配置基準を判断する必要があります。

→P6 10 用語の定義(2)において、勤務延時間数は、「勤務表上、介護保健施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数をいう」となっているため。

2 介護報酬関係

①基本報酬の算定について (P41 参照 ※要件の項目番号は掲載ページと合わせています。) 平成29年の制度改正で介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることが明確化されたことを踏まえ、平成30年度の報酬改定において報酬体系の見直しがされています。

具体的には、試行的な退所に係る退所時指導加算を除き、退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時指導加算については、介護老人保健施設の退所時に必要な取組みとして、基本報酬に包括化されたため、基本報酬の算定要件として、以下の内容が追加となりました。

(3) 入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。

- (4) 当該施設から退所した者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあっては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該入所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、**記録していること。**→退所後の当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることについては、記録することまでが要件です。記録することは必須となっていますのでご注意ください。
- (5) 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
- (6) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上であること。

また、在宅強化型の施設は、(1)から(5)の要件に加えて、

(2) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上であること。

(3) 地域に貢献する活動を行っていること。

(4) 入所者に対し、少なくとも週三回程のリハビリテーションを実施していること。

が要件となっています。

上記について、介護報酬請求の根拠となりますので、**必ず記録の保管をお願いします。**

②在宅復帰・在宅療養支援等指標について (P44 参照)

在宅復帰・在宅療養支援等指標の対象者の割合等について、進捗管理をお願いします。

C 入所前後訪問指導割合については、次のことに留意してください。

- ①算定日が属する月の前3月間における新規入所者のうち、入所期間が1月以上であると見込まれる入所者であるかどうかをどのように判断したか。
- ②入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集しているか。
→**文書のみによる判断になっていないか。**
- ③当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、**入所中に到達すべき改善目標を定めているか。**
- ④当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行い、その指導日及び指導内容の要点については**診療録等に記載されているか。**
- ⑤指導内容を踏まえた**退所を目的とした施設サービス計画及び診療方針**となっているか。

なお、在宅復帰・在宅療養支援等指標における「算定日が属する月の前6月間」及び「算定日が属する月の前3月間」とは、他の加算の算定要件と同様に、算定を開始する月の前月を含む前6月間又は前3月間のことをいいます。ただし、算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えないということになっています。

また、在宅復帰・在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分変更を必要としない範囲での変化等、軽微な変更であれば届出は不要となっています。例えば、在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が24から36に変化した場合には、区分の変更が生じない範囲での変化であるため、届出は不要です。

要件を満たさなくなった場合については、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から当該施設に該当する基本施設サービス費及び加算を算定することとなっています。なお、満たさなくなった翌月末において、要件を満たした場合には翌々月の届出は不要です。

3 管理者の承認について (P81 参照)

介護保険法第95条第1項の規定により、原則として都道府県知事の承認を受けた医師に、当該介護老人保健施設を管理させなければならないこととなっています。
管理者を変更しようとする場合は、あらかじめ承認申請を行い、知事の承認を受ける必要があります。

審査に時間を頂く場合もございますので可能な限り、早めの申請をお願いします。

4 介護老人保健施設の変更手続きについて (P82 参照)

介護老人保健施設は、介護保険法上、「許可」制であり、また県が定める「介護老人保健施設等開設許可事務処理要領」により事前協議が必要となっています。

また、建物の構造概要等の変更には、変更許可申請の際に手数料（県証紙）を徴収しています。

許可が必要な手続きについては、P83 介護老人保健施設に係る変更許可・届出手続き一覧を参照してください。特に建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要と協力病院の変更については、比較的良好なケースだと思っておりますので、ご注意ください。

介護老人保健施設開設等許可事務処理要領による（設置計画及び）事前協議の審査を終了した後、許可手続きを行うという一連の審査を変更日前までに終了する必要がありますので、**可能な限り早い段階でご相談ください。**

特に建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要については、事前協議終了後でなければ、改修工事に着手できない場合や施設整備補助金を活用し、施設を整備していた場合、補助金の返還手続きが発生する場合がありますため、必ず事前に御相談下さい。

また、管理者の変更手続きは介護老人保健施設開設等許可事務処理要領による事前協議は必要ないですが、事前の承認が必要であり、また変更後10日以内に管理者の変更届出が必要です。

なお、従業員の職種、員数及び職務内容に係る運営規程の変更については、年1回の変更届が良いとしています。

5 新型コロナウイルス感染症関連の取扱いについて (P84 参照)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、厚生労働省から通知が発出されているところです。いままで発出された通知については他のサービスを含めて、以下のページにまとめられていますので、随時御確認下さい。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0400>

目次

I	介護老人保健施設の概要	
1	介護老人保健施設とは	1
2	入所対象者	2
3	介護老人保健施設サービスの内容	2
4	介護保険施設サービス費（介護報酬）	2
5	利用料等（入所者の自己負担）	2
II	介護老人保健施設の人員基準について	
1	職員の専従	3
2	医師	3
3	薬剤師	4
4	看護師、准看護師及び介護職員	4
5	支援相談員	4
6	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	5
7	栄養士	5
8	介護支援専門員	5
9	調理員、事務員等その他の従業者	6
10	用語の定義	6
III	介護老人保健施設の施設及び設備基準について	
1	介護老人保健施設の施設基準	8
2	施設の共用について	12
IV	介護老人保健施設・ユニット型介護老人保健施設の運営基準について	
1	内容及び手続の説明及び同意	13
2	サービス提供拒否の禁止	13
3	サービス提供困難時の対応	14
4	受給資格等の確認	14
5	要介護認定の申請に係る援助	14
6	入退所	14
7	サービス提供の記録	15
8	利用料等の受領	15
9	介護保健施設サービスの取扱方針	17
10	施設サービス計画の作成	21

11	診療の方針	22
12	必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	23
13	機能訓練	23
14	看護及び医学的管理の下における介護	24
15	食事	26
16	相談及び援助	27
17	その他のサービスの提供	27
18	入所者に関する市町村への通知	28
19	管理者による管理、管理者の責務	28
20	計画担当介護支援専門員の責務	29
21	運営規程	29
22	勤務体制の確保等	30
23	定員の遵守	31
24	非常災害対策	31
25	衛生管理等	32
26	協力病院等	33
27	掲示	33
28	秘密保持等	33
29	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	34
30	苦情処理等	34
31	地域との連携等	35
32	事故発生の防止及び発生時の対応	35
33	会計の区分	36
34	記録の整備	37
V 介護老人保健施設併設短期入所療養介護、介護老人保健施設併設介護予防短期入所介護について		
1	趣旨、基本方針	38
2	人員、設備に関する基準	38
3	運営に関する基準	38
VI 介護保健施設サービスに要する費用等		
1	介護保健施設サービス費の算定要件	41
2	介護保健施設サービス費所定単位数の算定区分	50
3	従来型個室の算定	50
4	入所等の日数の数え方	51
5	定員超過利用の減算	51

6	夜勤職員基準未満の減算	52
7	人員基準欠如による減算	54
8	ユニットにおける職員に係る減算	55
9	身体拘束廃止未実施減算	55
10	夜勤職員配置加算	55
11	短期集中リハビリテーション実施加算	56
12	認知症ケア加算	58
13	送迎加算	59
14	外泊したときの費用の算定	60
15	外泊時在宅サービスを利用したときの費用の算定	60
16	ターミナルケア加算	61
17	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	63
18	初期加算	64
19	再入所時栄養連携加算	64
20	入所前後訪問指導加算	64
21	退所時等支援等加算	65
22	栄養マネジメント加算	67
23	低栄養リスク改善加算	69
24	経口移行加算	69
25	経口維持加算	70
26	口腔衛生管理体制加算	70
27	口腔衛生管理加算	71
28	療養食加算	72
29	認知症専門ケア加算	73
30	所定疾患施設療養費	74
31	緊急短期入所受入加算	76
32	重度療養管理加算	76
33	褥瘡マネジメント加算	77
34	排せつ支援加算	78
35	サービス提供体制強化加算	79
36	各種加算の留意点	80

VII	介護老人保健施設の都道府県知事が承認する管理者について	81
VIII	介護老人保健施設の変更手続きについて	82
IX	新型コロナウイルス感染症関連の取扱い	84

I 介護老人保健施設の概要

1 介護老人保健施設とは（趣旨、基本方針）（基準第1条の2、第40条）

- 「介護老人保健施設」は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものです。
- 「ユニット型介護老人保健施設」は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものです。
この施設の特徴は居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことにあります。

※介護老人保健施設の種類

- 介護老人保健施設
ユニット型に該当しない施設はここに分類されます。
- ユニット型介護老人保健施設
施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設です。
- 介護療養型老人保健施設
平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に病床の転換を行って開設した介護老人保健施設で、介護保健施設サービス費の算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所した者の割合と自宅等から入所した者の割合の差が、35%以上を標準（この標準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りではない）とし、算定日が属する月の前3月間において、入所者及び当該介護老人保健施設が行う短期入所療養介護の利用者のうち、「経管栄養」もしくは「喀痰吸引」を実施しているものの割合が15%以上又は「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上の施設です。
なお、介護療養型老人保健施設は、介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくは介護保健施設サービス費（Ⅲ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくはユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）を算定することとなります。
- 小規模介護老人保健施設等（基準解釈通知第1の4）
 - ①サテライト型小規模介護老人保健施設
 - ・サテライト型小規模介護老人保健施設とは、当該施設の開設者により設置される当該

施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の施設です。

- ・本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は、本体施設と近距離であること（自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内）、本体施設の医師等又は協力病院が、入所者の病状急変等の事態に適切に対応できる体制をとることです。
 - ・原則として、本体施設に1カ所の設置とします。本体施設の医師の配置等により、入所者の医学的管理等の処遇が適切に行われると認められるときは、本体施設に2カ所以上の設置を認めることもあります。
- ②医療機関併設型小規模介護老人保健施設
- ・介護医療院又は病院若しくは診療所に併設（同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が一体的に行われているもの。）され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいいます。
 - ・介護医療院又は病院若しくは診療所に1カ所の設置とします。

2 入所対象者

病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者が入所対象となります。

（介護保険法第8条第28項、介護保険法施行規則第20条）

3 介護保健施設サービスの内容

- （例）・心身の諸機能の維持・回復や日常生活の自立を助けることを目的とした計画的なリハビリテーション
- ・入浴・排泄、体位変換等の介護サービス
 - ・医学的管理の下における診察・投薬等の医療サービス
 - ・レクリエーションや行事等のサービス
 - ・入所者の栄養状態や嗜好を考慮した食事サービス

4 介護保健施設サービス費（介護報酬）

提供した介護保健施設サービスのうち、保険給付されるものを介護保健施設サービス費といい、告示の単位数表に示された単位数に地域加算を乗じた額の9割、8割又は7割が支給されます。

5 利用料等（入所者の自己負担）

介護老人保健施設は、入所者から、利用料の一部として、介護老人保健施設サービス費の1割、2割又は3割相当額の支払いを受けます。また、食事の提供に要する費用、居住に要する費用、入所者が選定する特別な療養室の提供にかかる費用、入所者が選定する特別な食事の提供にかかる費用、理美容代、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものについて利用料として支払いを受けることができます。

II 介護老人保健施設の人員基準について

- (1) 人員基準とはあくまでも最低限配置することが義務づけられた基準です。入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、適正な人員配置、勤務体制を定めてください。
- (2) 医師、看護職員・介護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、介護支援専門員（（予防）短期入所療養介護は除く）、夜勤職員の人員欠如の場合、減算になる場合があります。

留意事項

- 資格が必要な職種については、資格証の原本を確認し、業務に支障がないことを確認してください。
- 資格証の写しは、雇用契約書等と共に施設ごとに保管してください。

1 職員の専従（老健基準第2条第4項）

介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事するものでなければなりません。

ただし、介護老人保健施設にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではありません。

2 医師（老健基準第2条第1項第1号）

常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上の員数の配置が必要です。

【基準解釈通知】

- (1) 介護老人保健施設は、常勤の医師を1人以上配置します。
- (2) 介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「病院等」という。）と併設されている施設にあっては、必ずしも常勤医師の配置は必要なく、複数の医師が勤務する形態であってもそれらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えありません。
ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つこと。
- (3) 兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておきます。
- (4) サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている医師が、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者への処遇が適切に行われていると認められる場合は、置かないことができます。
- (5) 介護老人保健施設で行われる（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がない場合は、介護保健施設サービスの勤務時間と（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの勤務時間を合計して介護老人保健施設の勤務延時間数として差し支えないこと。

3 薬剤師（老健基準第2条第1項第2号）

介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数の配置が必要です。

【基準解釈通知】

薬剤師の員数は、常勤換算方法で入所者の数を300で除した数以上が標準となります。

4 看護師、准看護師又は介護職員（老健基準第2条第1項第3号）

常勤換算方法で、入所者の数（入所者の合計数）が「3」又はその端数を増すごとに1以上の員数の配置が必要です。そのうち看護職員（看護師又は准看護師をいう。）は「7分の2」程度、介護職員は「7分の5」程度をそれぞれ標準とします。

【基準解釈通知】

- (1) 看護職員又は介護職員は、直接入所者の処遇にあたる職員であるので、当該施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければなりません。
- (2) 業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び当該施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えありません。
 - ① 常勤職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。
 - ② 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員の勤務時間数以上であること。また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該施設に勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならない。併設事業所の職務に従事する時間は、常勤換算法における勤務延時間に含まれません。

5 支援相談員（老健基準第2条第1項第4号）

1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で100を超える部分を100で除して得た数以上）の員数の配置が必要です。

【基準解釈通知】

- (1) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てます。
 - ① 入所者及び家族の処遇上の相談
 - ② レクリエーション等の計画、指導
 - ③ 市町村との連携
 - ④ ボランティアの指導
- (2) サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設（介護老人保健施設に限る）に配置されている支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、置かないことができます。

- (3) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、実情に応じた適当数の配置でよいこととします。

6 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (老健基準第2条第1項第5号)

常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上必要です。

【基準解釈通知】

- (1) 介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において、指定訪問リハビリテーションのサービス提供にあたることは差し支えありません。ただし、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常勤換算方法における勤務時間数に指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間を含むことはできません。
- (2) サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）又は、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供が、本体施設又は併設介護医療院又は病院若しくは診療所及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、置かないことができます。

7 栄養士 (老健基準第2条第1項第6号)

入所定員が100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上の員数の配置が必要です。

【基準解釈通知】

- (1) 入所定員が100以上の介護老人保健施設においては、常勤職員を1人以上。ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には兼務職員をもって充てても差し支えありません。
- (2) 入所定員が100人未満の介護老人保健施設においても常勤職員の配置に努めること。
- (3) サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設、療養床数100以上の介護医療院及び病床数が100床以上の病院に限る。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている栄養士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、置かないことができます。

8 介護支援専門員 (老健基準第2条第1項第7号、第5項)

1以上の員数の配置が必要です。入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。

その業務に専ら従事する常勤の者でなければなりません。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の業務に従事することができます。

【基準解釈通知】

- (1) 入所者の数が100名未満の施設にあっては1人は配置されていなければならない。ただし、
- (2) 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とするものである。入所者の数が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい配置となります。なお、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げません。
- (3) 兼務を行う場合、当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすと同時に兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務の勤務時間として算入することができます。
- (4) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。ただし増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではありません。
- (5) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合は、実情に応じた適当数の配置でよいこととします。
- (6) サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設（介護老人保健施設、介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、置かないことができます。

9 調理員、事務員等その他の従業者 (老健基準第2条第1項第8号)

介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数の配置が必要です。

なお、併設施設等との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えありません。

10 用語の定義 (老健基準第2条第3項、基準解釈通知)

(1) 常勤換算方法

従業者の勤務時間延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数

(1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除すことにより、常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務時間数は、当該施設の介護保健施設サービスに従事する勤務時間数であり、例えば、施設が通所リハビリテーションの指定を重複して受けている場合であって、施設サービスと通所リハビリテーションを兼務する場合、当該従業者の勤務延時間数には介護保健施設サービスに係る勤務時間だけを算入します。

(2) 勤務延時間数

勤務表上、介護保健施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数をいいます。

なお、従業者1人につき、勤務延時間に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

(3) 常勤

当該介護老人保健施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする（一部30時間とする例外有り））に達していることをいいます。

当該施設に併設されている事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。

(4) 専ら従事する

原則として、サービス提供時間帯を通じて介護保健施設サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該施設における勤務時間帯をいうものであり、常勤・非常勤の別を問いません。

(5) 入所者の数

前年度の平均値とします。ただし、新規に許可を受ける場合は推定によります。

前年度の平均値とは、当該年度の前年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、この算定にあたっては小数点第2位以下を切り上げます。

介護老人保健施設を新設若しくは再開又は増床する場合は、前年度において1年未満の実績しかない場合の入所者数は、新設若しくは再開又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の「90%」を入所者数とし、6月以上1年未満の間は、「直近の6月における入所者延数を6ヶ月間の日数で除して得た数」とし、1年以上経過している場合は、「直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数」とします。

減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数で除し得た数とします。

Ⅲ 介護老人保健施設の施設及び設備の基準について

1 介護老人保健施設の施設基準（老健基準第3条）

種類	施設	老健基準	基準解釈通知
介護老人保健施設	療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は4人以下とすること。 ・8㎡以上/人の面積（洗面所、収納設備に要した面積を含む）を有していること ・地階に設けてはならないこと ・避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面した出入口を設けること ・寝台等の設備を備えること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ナースコールを設けること 	
	談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者同士やその家族が談話を楽しめる広さを有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・2㎡×定員以上の面積を有していること 	
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者の入浴に適したものとすること ・一般浴槽のほか、介助が必要な方に適した特別浴槽を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別浴室については、ストレッチャー等の出入りに支障が生じないよう配慮すること
	レクリエーションルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションを行うために十分な広さを有し必要な設備を備えること 	
	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設けること 	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設けること ・身体の不自由な者の使用に適したものとすること ・ブザー又はこれに代わる設備及び常夜灯を設けること 	
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設と区別された一定のスペースを有すること。

ユニット型介護老人保健施設	ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ユニットの定員は、10人以下を原則とする。 <p>※定員についての経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地や建物の構造上の制約などの特別な事情によりやむを得ない場合で、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むのに支障がないと認められる場合は、当分の間、次の2つの条件を満たした場合に限り、10人を超えるユニットを認める。 ① 入居定員が「おおむね10人」といえる範囲内 ② 10人を超えるユニットが総ユニット数の半数以下（既存施設改修の場合は例外規定有り。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室及び共同生活室により一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営すること。 ・ 居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものであること。
	療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員は1人とすること。 ・ いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・ 10.65㎡以上の面積（洗面所、収納設備に要した面積を含む）を有していること。 ・ 地階に設けてはならないこと。 ・ 避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面した出入口を設けること。 ・ 寝台等の設備を備えること。 ・ ナースコールを設けること。 <p>※夫婦で療養室を利用する場合などサービス提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。この場合、21.3㎡以上の面積を有すること。</p> <p>※ユニット型個室的多床室について</p> <p>ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合は、「ユニット型個室的多床室」の基準を適用できる。</p>	
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・ 2㎡×当該ユニットの入居定員数以上の面積を有していること。 ・ 必要な設備及び備品を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他のユニット入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できること。 ・ 車椅子が支障なく通行できる形状であること。等

介護老人保健施設・ユニット型共通	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。 ・ 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室に設ける場合は、2か所以上に分けて設けることが望ましい。
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。 ・ 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 ・ プザー又はこれに代わる設備及び常夜灯を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室に設ける場合は、2か所以上に分けて設けることが望ましい。
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。 ・ 一般浴槽のほか、介助が必要な方に適した特別浴槽を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室のある階ごとに設けることが望ましい。
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設けること 	
	診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療を行うのに適切なもの ・ 調剤を行う場合には調剤所が必要 	
	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1㎡×定員数以上の面積を有していること ※サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、40㎡以上の面積を有すること ・ 必要な器械、器具を備えていること 	
	サービスステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器・調理器具などの消毒設備、保管設備、防虫及び防鼠の設備を設けること
洗濯室又は洗濯場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設けること 		
その他		<ul style="list-style-type: none"> 設置奨励施設→家族相談室、ボランティアルーム、家族介護教室 	

○ 階段

- 1 階段の傾斜は緩やかにすること。
- 2 手すりは、原則として両側に設けること。

○ 廊下

- 1 廊下幅は、内法寸法（手すりから測定する。）で片廊下1.8m以上、中廊下（※1）
2.7m以上とすること。

（ユニット型のみ）

廊下の一部を拡張することにより、入居者、従業者の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とすることができる。

- 2 手すりは、原則として両側に設けること

- 3 常夜灯を設けること

※1 「中廊下」・・・廊下の両側に療養室等（※2）又はエレベーター室のある廊下

※2 「療養室等」・・・一般介護老人保健施設においては、

療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーションルーム、便所等
ユニット型においては、

共同生活室、浴室、便所等、入所者が日常継続的に使用する施設

【認知症専門棟】（認知症ケア加算を算定することができる施設の基準）

認知症専門棟の主な設置基準は、次のとおりです。

- 1 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者（※）と他の入所者とを区別していること。
- 2 以下に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。
 - （1）専ら日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（※）を入所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の入所者・利用者に利用させるものでないこと。
 - （2）入所定員は、40人を標準とすること。
 - （3）入所定員の1割以上の数の個室を有すること。（特別な療養室の提供に係る費用は徴収できません。）
 - （4）療養室以外の生活の場として入所定員1人当たりの面積が2㎡以上のデイルームを設けていること。
 - （5）当該認知症入所者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設（家族介護教室）であって、30㎡以上の面積を有するものを設けること。
- 3 単位ごとの入所者の数について、10人を標準とすること
- 4 単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を置いていること。

※ 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者」とは、「自立度判定基準」によるランクⅢ、Ⅳ又はMに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者をいいます。

2 施設の共用について

介護老人保健施設の各施設設備は、当該施設専用に供されるものでなければなりません。病院や診療所（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）、社会福祉施設等と併設されている施設（同一敷地内にある場合又は公道をはさんで隣接している場合の併設型施設を言う）については、当該施設と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、当該施設の余力及び利用計画からみて両施設の入所者等の処遇に支障がない場合に限り共用することが可能です。

【参考：併設施設との共用が認められない施設】 療養室

* 介護療養型老人保健施設については、上記基準と取扱いが異なることがあります。

IV 介護老人保健施設・ユニット型介護老人保健施設の運営基準について

※（共通）・「介護老人保健施設」「ユニット型介護老人保健施設」共通の運営基準

※（老健）・「介護老人保健施設」の運営基準等

※（ユニット）・「ユニット型介護老人保健施設」の運営基準等

1 内容及び手続の説明及び同意（共通）（老健基準第5条）

介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要など、入所者のサービス提供の開始について入所申込者の同意を得なければなりません。

【基準解釈通知】

（1）重要事項を記した文書に記載しなければならないことは

- ア 運営規定の概要
- イ 従業者の勤務の体制
- ウ 事故発生時の対応
- エ 苦情処理の体制
- オ その他入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

（2）わかりやすい説明書やパンフレットなどの重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧にを行います。

（3）サービスの提供を受けることについての同意は、入所申込者及び施設双方の保護の立場から、別途契約書等の書面によって確認することが望ましいものです。

【介護老人保健施設の広告制限】（介護保険法第98条）

介護老人保健施設については、広告することができる事項が制限されています。

また、虚偽の内容の広告は禁止されています。

入所者募集、職員募集等で広告する際、施設案内のパンフレットを作成する際等には、これらの規定に基づいた適切な内容となるよう注意して下さい。

（「介護老人保健施設に関して広告できる事項について」平成13年2月22日付け老振発第10号）

2 サービス提供拒否の禁止（共通）（老健基準第5条の2）

正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んではなりません。

【基準解釈通知】

（1）原則として、入所申込に対して応じなければなりません。

（2）特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁じられています。

提供を拒むことができる正当な理由

- ① 入院治療の必要がある場合
- ② その他の入所者に対し、自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場合

※入退所に係る説明は、入所者又はその家族が理解できるまで懇切丁寧にを行うことが必要です。

3 サービスの提供が困難時の対応（共通）（老健基準第5条の3）

入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合（病状が重篤なために、介護老人保健施設での対応が困難であり、病院又は診療所での入院治療が必要であると認められる場合）には、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければなりません。

4 受給資格等の確認（共通）（老健基準第6条）

介護保健施設サービスの提供を求められた場合（入所の申し込みがあった場合）は、その者の被保険者証（介護保険）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければなりません。また、被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、これに配慮して介護保健施設サービスを提供するよう努めなければなりません。

5 要介護認定の申請に係る援助（共通）（老健基準7条）

入所の際に、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。また継続して保険給付を受けるためには、要介護認定の更新が必要となりますので、遅くとも要介護認定の有効期間満了日の30日前までに当該要介護認定の更新の申請が行われるよう、入所者に必要な援助を行わなければなりません。

6 入退所（共通）（老健基準第8条）

介護老人保健施設は、心身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らして看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供しなければなりません。

○ 入所にあたって留意すべきこと

- ・ 心身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、施設において看護・医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる要介護者が入所の対象になります。
- ・ 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければなりません。
- ・ 入所の際には、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければなりません。
- ・ 入所者の心身の状況及び病状や置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅に

において日常生活を営むことができるか否かについて、定期的（少なくとも3月ごと）に「検討」し、その内容を記録しなければなりません。

- ・ 上記の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従事者の間で協議しなければなりません。

○ 退所に当たって留意すべきこと

- ・ 入所者の退所に際しては、本人又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に情報の提供を行い、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

【基準解釈通知】

- (1) 「優先的に入所」の取り扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しなければなりません。
- (2) 入所に際しては、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましい等の説明を行うことが望ましいものです。
- (3) 居宅において日常生活を営むことができるかどうか(居宅における生活への復帰への可否)の「検討」は入所後早期に行います。また、その検討は病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものですが、少なくとも3月ごとに行います。
- (4) これらの検討の経過及び結果は記録し、当該入所者のサービス提供の日から5年間保存しなければなりません。
※記録の保存期間については、和歌山県条例による。以下同じ。
- (5) 退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び支援相談員が中心となって退所後の主治医、居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ります。

7 サービスの提供の記録等（老健基準第9条）

入所に際しては当該入所の年月日並びに入所する当該介護老人保健施設の名称を、退所に際しては当該退所の年月日を、入所者の被保険者証（介護保険）に記載しなければなりません。

サービスを提供した際の記録（サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所者の状況、その他必要な事項）は、当該入所者のサービス提供の日から5年間保存しなければなりません。

8 利用料等の受領（共通）（老健基準第11条）

入所者から介護保健施設サービスについての入所者負担として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を除いた額の1割、2割又は3割の支払いを受けるものとします。

法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供したときに入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければなりません。

(1) 事業者が入所者等から徴収することができる費用について

- 入所者から徴収する費用については、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、文書により入所者の同意（①から④までの利用料にかかる同意は文書による。）を得なければなりません。
 - ① 食事の提供に要する費用（食費）
 - ② 居住に要する費用（居住費）
 - ③ 入所者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用
 - ④ 入所者が選定する特別な食事の提供に伴う費用
 - ⑤ 理美容代
 - ⑥ 介護保健施設サービスとして提供される便宜で日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。（「その他の日常生活費」という。）

(2) 「その他の日常生活費」の徴収について

「その他の日常生活費」とは、入所者等又はその家族等の自由な選択に基づき、施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜にかかる経費のことをいいます。

「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」平成12年3月30日老企第54号

施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次の基準が遵守されなければなりません。

- ① 提供される便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- ② 保険給付対象サービスと明確に区分されないあいまいな名目「お世話料、管理協力費、共益費等」による費用の徴収は認められない。
- ③ 入所者等又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものであること。
- ④ 料金の設定にあたっては、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内であること。
- ⑤ 運営規程において定められており、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されていること。

《その他の日常生活費の例》

- 入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品等の個人の日用品等）
- 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用（クラブ活動の材料費等）
- 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）

- 預かり金の出納管理に係る費用
- 私物の洗濯代

※ おむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できない。

**「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」平成17年9月7日
厚生労働省告示第419号**

ア ①食費と②居住費の具体的な金額等は入所者と施設の契約により定められることとなりますが、当該契約の内容については文書により事前に説明を行い、文書により同意を得る必要があります。

イ 食費と居住費の具体的な内容、金額の設定及び変更に関しては、運営規程へ記載するとともに施設の見やすい場所に掲示することとします。

※ 個室の居住費は室料及び光熱水費、多床室の居住費は光熱水費に相当する額を基本とし、その水準の設定に当たっては「施設の建設費用」「近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用」を勘案することになります。

ウ 食費は食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とします。

エ 入所者が選定する特別な療養室・特別な食事の提供に係る利用料（消費税の課税対象となる）については、居住費・食費と明確に区別して受領する必要があります。

※ これら介護保健施設サービスの提供に要した費用について、入所者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

（介護保険法第48条第7項において準用する第41条第8項
介護保険法施行規則第82条）

9 介護保健施設サービスの取扱方針（老健基準第13条、第43条）

【老健】介護老人保健施設は、

- (1) 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえ、当該入所者の療養を適切に行わなければならない。
- (2) 介護保健施設サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- (3) 介護保健施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (4) 介護保健施設サービスの提供にあたっては、入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束当」という。）を行ってはなりません。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

(6) 身体的拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

(7) 自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【ユニット型】ユニット型介護老人保健施設は、

(1) 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして介護保健施設サービスを行わなければならない。

(2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して介護保健施設サービスを行わなければならない。

(3) 入居者のプライバシーの確保に配慮して介護保健施設サービスを行わなければならない。

(4) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握しつつ、介護保健サービスを適切に行わなければならない。

(5) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(6) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

(8) 身体的拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

(9) 自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【基準解釈通知】

【ユニット型】

- (1) 入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、入居にいたるまでの生活歴との中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。
- (2) 入居者の意向にかかわらず集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのはサービスとして適当ではありません。
- (3) 従業者は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要です。

【老健】【ユニット型】

身体的拘束廃止の取組みについて[身体拘束ゼロへの手引き]

1 身体的拘束について

(1) 身体的拘束の禁止について

- 本人の行動制限を目的とした対応であれば、それは身体的拘束に該当します。
- 入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはなりません。

(2) 緊急やむを得ない場合について

- 次の3つの要件全てを満たしていることを、施設内の「身体的拘束適正化検討委員会」等で、組織として事前に定めた手続きに従い、施設全体として判断していること。
 - ① 切迫性：入所者本人または他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性：身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体的拘束を行う場合の留意点

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（又は数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておくこと。
- (2) 手続きや説明者を事前に運営規程等に明文化し、入所者や家族に対し、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得ること。また家族に身体的拘束を行う時点でも、必ず個別に説明を行うこと。
- (3) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除すること。
- (4) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録すること。（老健ではこの記録を医師が診療録に記載することとされています。記載がなければ、「身体拘束廃止未実施減算」の対象となります。）

【基準解釈通知】（身体的拘束）【老健】【ユニット型】

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

介護老人保健施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

○身体的拘束等の適正化のための指針

介護老人保健施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

○身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該介護老人保健施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

10 施設サービス計画の作成（共通）（老健基準第14条）

- (1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成

介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- (2) 総合的な施設サービス計画の作成

入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該入所者に対して提供される地域の住民の自発的な活動によるサービス等の提供について施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければなりません。
- (3) 課題分析の実施

適切な方法により、入所者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- (4) 課題分析における留意点

解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接を行わなければなりません。この場合、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。
- (5) 施設サービス計画原案の作成

入所者の希望、当該入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案し、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般における解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及び達成時期、サービスの内容及び提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければなりません。

- (6) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

「入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者」を招集して行うサービス担当者会議の開催や、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとします。
- (7) 施設サービス計画原案の説明及び同意

「施設サービス計画の原案」の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければなりません。
- (8) 施設サービス計画の交付

施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を遅滞なく入所者に交付しなければなりません。
- (9) 施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等

施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて、計画を変更するものとします。
- (10) モニタリングの実施

モニタリングに当たっては、入所者及び家族並びに他の担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次により行わなければなりません。

 - ① 定期的に入所者に面接すること。
 - ② 定期的モニタリングを行い、その結果を記録すること。
- (11) 施設サービス計画の変更

次に掲げる場合は、サービス担当者会議の開催、他の担当者に対する照会等により施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとします。

 - ① 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - ② 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

施設サービス計画を変更する際には、原則として、(2)から(8)までの一連の業務を行うことが必要です。

11 診療の方針（共通）（老健基準第15条）

介護老人保健施設では、入所者に必要な日常的な医療については、施設の医師が行います。医師の診療の方針は、次に掲げる基準によらなければなりません。

- ① 診察は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上適切に行います。
- ② 診察に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮し、心理的な効果を上げることができるよう適切な指導を行います。
- ③ 常に入所者の病状、心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行います。
- ④ 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行います。

- ⑤ 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはなりません。
- ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはなりません。

12 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等（共通）（老健基準第16条）

介護老人保健施設の医師は、

- ・ 入所者の病状からみて、施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければなりません。
- ・ 不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはいけません。
- ・ 入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該往診又は通院に係る病院若しくは診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行わなければなりません
- ・ 入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報提供を受け、当該情報に基づいて適切な診療を行わなければなりません。

留意点

- 入所中に入所者が保険医療機関に受診した場合、介護保険と医療保険の給付調整により医療保険に請求できない項目について、入所者及び家族に費用負担が生じることはありません。
- 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の利用者についても、介護老人保健施設入所者と同様の扱いとなります。
- ※「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」平成12年3月31日老企第59号
- ※「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」平成20年3月27日厚生労働省告示第128号
- ※「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」平成18年4月28日老老発第0428001号等

13 機能訓練（共通）（老健基準第17条）

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士の指導のもと、計画的に行わなければなりません。

【基準解釈通知】

- (1) 入所者全員について、訓練の目的を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果

的な機能訓練が行えるようにします。

- (2) 機能訓練は、入所者1人について、少なくとも週2回程度実施します。

- (3) 機能訓練は以下の手順で行います。

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。リハビリテーション実施計画の作成にあたっては、施設サービス計画との整合を図る。なお、リハビリテーション実施計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができます。
- ・ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行うとともに、入所者の状態を定期的に記録します。
- ・ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直します。
- ・ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。

14 看護及び医学的管理の下における介護（老健基準第18条、第44条）

【老健】

看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければなりません。看護、介護に当たっては、次のことに留意します。

- ・ 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければなりません。
- ・ 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければなりません。
- ・ おむつを使用せざる得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければなりません。
- ・ じょく瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、「じょく瘡の発生を予防するための体制」を整備しなければなりません。
- ・ 入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければなりません。
- ・ 入所者に対し、その負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外のものによる看護又は介護を受けさせてはなりません。

【基準解釈通知】

- (1) 入浴の実施にあたっては、入所者の自立支援に資するよう、心身の状況を踏まえて、特殊浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により行います。なお、入所者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めます。
- (2) 排せつに係る介護にあたっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、

トイレ誘導や入所者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施します。

- (3) おむつを使用せざるを得ない場合には、入所者の心身の活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施します。

【ユニット型】

看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければなりません。

ユニット型介護老人保健施設は、看護、介護に当たっては、次のことに留意します。

- ・ 入居者の「日常生活における家事」を入居者の病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うことができるように適切に支援しなければなりません。
- ・ 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければなりません。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。
- ・ 入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な支援を行わなければなりません。
- ・ おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければなりません。
- ・ じよく瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、「じよく瘡の発生を予防するための体制」を整備しなければなりません。
- ・ 入居者が行う、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければなりません。
- ・ 入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはなりません。

【基準解釈通知】

- (1) 入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要があります。
- (2) 入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要があります。
- (3) 「日常生活における家事」には、食事の簡易な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。
- (4) 入浴は一律の入浴回数だけを設けるのではなく、個浴の実施など、入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。なお、入所者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めます。
- (5) 排せつに係る介護にあたっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や入居者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により行います

- (6) おむつを使用せざるを得ない場合には、入居者の心身の活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施します。

【老健】【ユニット型】

「褥瘡の発生を予防するための体制」の整備とは

褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。

例えば、

- ① 褥瘡のハイリスク者に対する、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価
- ② 専任の褥瘡予防対策担当者の選定（看護師が望ましい）
- ③ 医師などの施設の従業者からなる褥瘡対策チームの設置
- ④ 褥瘡対策のための指針の整備
- ⑤ 施設の従業者に対する継続的な教育を実施 など

15 食事（老健基準第19条、第45条）

【老健】

介護老人保健施設は、

- ・ 栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を提供しなければなりません。
- ・ 入所者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で食事を食べられるよう努めなければなりません。

【ユニット型】

ユニット型介護老人保健施設は

- ・ 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければなりません。
- ・ 適切な方法により、食事の自立のために必要な支援を行わなければなりません。
- ・ 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者が心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければなりません。
- ・ 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をすることを支援しなければなりません。

【基準解釈通知】

【老健】【ユニット型】

- (1) 食事の提供について

個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、入所者の栄養状態、身体の状態並びに嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行います。

入所者の自立の支援に配慮し、入所者ができる限り離床して食堂（共同生活室）で食事を食べられるよう努めなければなりません。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておきます。

(3) 食事の提供時間について

食事時間は適切な時間とし、夕食時間については、午後6時以降とすることが望ましく、早くても午後5時以降とします。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は、介護老人保健施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができます。

(5) 療養室関係部門と食事関係部門との連携について

食事の提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要です。

(6) 栄養食事相談について

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があります。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならない。

【ユニット型】

(1) 食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければなりません。

また、施設側の都合で急かせたりすることなく、入居者が自分のペースで食事をとることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。

(2) 入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できるだけ離床して共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。

ただし、共同生活室での食事を強制してはなりません。

16 相談及び援助（共通）（老健基準第20条）

常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

17 その他のサービスの提供（老健基準第21条、第46条）

【老健】

適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めます。

また、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければなりません。

【ユニット型】

入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。

また、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければなりません。

【基準解釈通知】

【ユニット型】

(1) 入居者1人ひとりの嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽にかかる活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。

(2) ユニット型介護老人保健施設の療養室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなりません。

18 入所者に関する市町村への通知（共通）（老健基準第22条）

入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- (1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

19 管理者、管理者の責務（老健基準第23条、第24条）

介護老人保健施設の管理者は、常勤であり、原則として専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければなりません。ただし、次の場合であって、当該介護老人保健施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。

- (1) 当該施設の従業者として職務に従事する場合
- (2) 当該施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる場
- (3) 当該施設が本体施設であって、当該本体施設のサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設又はサテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者として勤務する場合
- (4) 当該施設がサテライト型小規模介護老人保健施設であって、当該施設の本体施設の管理者又は従業者として勤務する場合

管理者は、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。また、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとします。

20 計画担当介護支援専門員の責務（共通）（老健基準第24条の2）

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行います。

- （1）入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- （2）入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるか否かについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- （3）入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- （4）当該施設が提供した施設サービスに関する苦情の内容等を記録すること。
- （5）当該施設が提供した施設サービスに関する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

21 運営規程（老健基準第25条、第47条）

【老健】

介護老人保健施設は、施設の適正な運営及び入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めなければなりません。

- （1）施設の目的及び運営の方針
- （2）従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3）入所定員
- （4）入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- （5）施設の利用に当たっての留意事項
介護保健施設サービスの提供を受ける際に、入所者が留意すべき生活上のルール・設備の利用上の留意事項等
- （6）非常災害対策
消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画
- （7）その他施設の運営に関する重要事項
「入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」について定めておくことが望ましい。
※運営規程の概要を施設内の見やすい場所に掲示しなければなりません。

【ユニット型】

ユニット型介護老人保健施設は、施設の適正な運営及び入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

- （1）施設の目的及び運営の方針

- （2）従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3）入居定員
- （4）ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- （5）入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（「介護保健施設サービスの内容」とは、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指します。）
- （6）施設の利用に当たっての留意事項
介護保健施設サービスの提供を受ける際に、入所者が留意すべき生活上のルール・設備の利用上の留意事項
- （7）非常災害対策
消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画
- （8）その他施設の運営に関する重要事項
「入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」について定めておくことが望ましい。
※運営規程の概要を施設内の見やすい場所に掲示しなければなりません。

22 勤務体制の確保等（老健基準第26条、第48条）

【老健】【ユニット型】

入所（居）者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、当該介護老人保健施設の従業者によってサービスを提供しなければなりません。ただし、入所（居）者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理・洗濯等）については、第三者への委託等が認められています。

また、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。

【基準解釈通知】

【老健】【ユニット型】

- （1）原則として、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員、介護職員等の配置等を明確にします。
- （2）夜間の安全の確保及び入所者のニーズに対応するため、看護職員又は介護職員による夜勤体制を確保する必要があります。
- （3）休日・夜間等においても医師との連絡が確保される体制をとる必要があります。
- （4）各職種にわたって、統一した運営方針のもとに介護保健施設サービスの提供を行い、かつ、その向上を図るため、計画的に従業者の研修の機会を確保するよう努めるものとします。

【ユニット型】

従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次のとおり従業者の配置を行わなければなりません。

- （1）昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する従業者として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

さらに、

ア ユニット型介護老人保健施設において、当該施設の従業者が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、入居者との間に、いわゆる「馴染みの関係」が求められます。

従って、従業者については、原則としてユニットごとに固定的に配置することが望ましいです。

イ ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（研修受講者）を施設に2名以上配置し、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくとも構わない）従業者を決めることで足りることとします。

この場合、研修受講者は、研修を受講していない各ユニットの責任者に研修で得た知識等を伝達するなど、ユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。

また、ユニットリーダーについて、必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者で、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達し、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めても差し支えありません。

なお、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、厚生労働省により配置基準が再検討される予定であるため、多くの従業者について研修の受講の機会を与えるよう配慮して下さい。

23 定員の遵守（老健基準第27条、第49条）

【老健】

入所定員及び療養室の定員を超えて入所させることはできません。

ただし、災害があった場合、虐待を受けたものを入所させようとする場合、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

【ユニット型】

ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させることはできません。

ただし、災害があった場合、虐待を受けたものを入居させようとする場合、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

24 非常災害対策（共通）（老健基準第28条）

「非常災害に関する具体的な計画」を立て、非常災害時における「関係機関への通報及び連絡体制」を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な訓練を行わなければなりません。

【基準解釈通知】

(1) 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防計画及び地震、風水害その他の災害に対処するための計画を言います。

(2) 「関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制」の整備とは、火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるように従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。

(3) 防火管理者又は防火管理に関する責任者を定め、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を行わせるものとします。

(4) 消防法その他の法令等に規定された設備（消火設備その他の非常災害に際して必要な設備）を確実に設置しなければなりません。

25 衛生管理等（共通）（老健基準第29条）

入所者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければなりません。

また、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策委員会」を概ね3月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための「指針」を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための「研修」を定期的に実施すること。

(4) 「厚生労働大臣定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。

【基準解釈通知】

「感染対策委員会」とは

管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、支援相談員など幅広い職種により構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。

なお、この委員会は、施設の他の委員会と独立して設置運営することが必要（事故発生防止検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。）であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましいものです。

また、施設外の衛生管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものです。

「指針」には

平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理、日常のケアにかかる感染対策等が、発生時の

対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課との関係機関との連携、医療措置、行政への報告等が想定されます。

また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

「研修」とは

研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容については、記録することが必要です。

また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、受託者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。

26 協力病院等（共通）（老健基準第30条）

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めなければなりません。

また、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めなければなりません。

【基準解釈通知】

協力病院の選定には、次の点に留意します。

- （1）協力病院は、施設から自動車等による移送に要する時間が、おおむね20分以内の近距離にあること。
- （2）当該病院が標榜している診療科目等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。
- （3）入所者の入院や休日夜間等における対応について、円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

27 掲示（共通）（老健基準第31条）

施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（苦情解決の概要等）を掲示しなければなりません。

28 秘密保持等（共通）（老健基準第32条）

従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。過去に従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、「必要な措置」を取らなければなりません。

また、居宅介護支援事業者等に対し、退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得なければなりません。

29 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（共通）（老健基準第33条）

居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が、公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に対して介護老人保健施設を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

また、入所者による退所後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者又はその従業員から、当該施設から退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

30 苦情処理等（共通）（老健基準第34条）

提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の「必要な措置」を講じなければなりません。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。

【基準解釈通知】

- （1）「必要な措置」とは、
 - ⇒ 苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等、当該施設における苦情を解決するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等です。
- （2）苦情に対し施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。
- （3）苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。
- （4）介護老人保健施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行わなければなりません。

□市町村に苦情があった場合

- ・ 提供した介護保健施設サービスに関して、市町村から文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しなければなりません。
- ・ 市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って行った改善の内容を市町村に報告しなければなりません。

□国民健康保険団体連合会に苦情があった場合

- ・ 提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。
- ・ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

31 地域との連携等（共通）（老健基準第35条）

運営に当たっては、地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民、ボランティア団体等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければなりません。

また、提供した施設サービスに関する入所者からの相談に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の「市町村が実施する事業」に協力するよう努めなければなりません。

「市町村が実施する事業」には、

⇒ 介護相談員派遣事業のほか、市町村が老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

32 事故発生の防止及び発生時の対応（共通）（老健基準第36条）

事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合等の報告の方法等が記載された事故発生防止のための「指針」を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する「事故防止検討委員会」を定期的に開催すること。
- (4) 従業者に対し、事故発生の防止のための「研修」を定期的に実施すること。

- ・ 入所者に対する、介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- ・ 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事態が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければなりません。

【基準解釈通知】

(1) 「指針」に盛り込むべき項目として想定されることは、

- ① 施設における介護事故防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故発生の防止のための対策を検討する委員会その他の施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの（介護事故等）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 改善のための方策を定め、職員に対し周知徹底する目的は

⇒ 介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意する必要があります。

□具体的に想定されること

- ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること
- ② 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、介護事故等について報告するための様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ③ 事故防止検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 「事故防止検討委員会」とは、

管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員などの幅広い職種により構成された介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会のこと。

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておく必要があります。

なお、委員会は他の委員会と独立して設置・運営することが必要（感染症対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない）であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましいです。

(4) 「研修」とは

研修の内容は、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとします。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容については記録が必要です。

(5) 賠償すべき事態が発生した場合には、速やかに賠償しなければなりません。そのためにも損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償能力を有することが望ましいものです。

33 会計の区分（共通）（老健基準第37条）

介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分し

なければなりません。

【基準解釈通知】

具体的な会計処理等の方法については、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について（平成12年3月31日老発第378号）」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号9）」により取り扱うこととします。

34 記録の整備（共通）（老健基準第38条）

介護老人保健施設は、従業者、施設、構造設備及び会計に関する記録を整備しなければなりません。

また、次に掲げる入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存しなければなりません。

- ① 施設サービス計画
- ② 入所者が居宅において日常生活を営むことができるか否かについての検討の内容等の記録
- ③ 提供した介護老人保健施設サービスの具体的な内容等の記録
- ④ 身体的拘束を行う場合は、態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- ⑤ 老健条例第24条の規定による市町村への通知（入所者が正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、又は入所者が偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときに、施設が市町村に行う通知）に係る記録
- ⑥ 提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑦ 提供した介護保健施設サービスに関する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

V 介護老人保健施設併設短期入所療養介護、 介護老人保健施設併設介護予防短期入所介護について

1 趣旨、基本方針

要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければなりません。

2 人員、設備に関する基準

指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者を介護老人保健施設の入所者としてみなした場合における介護老人保健施設として満たすべき人員、施設基準を満たしていることで足りる。

3 運営に関する基準（主な項目）

（1）対象者

利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象とします。

（2）心身の状況等の把握

利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

（3）短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の開始及び終了

指定短期入所療養介護事業者（指定介護予防短期入所療養介護事業者）は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければなりません。

（4）居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合には、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければなりません。

（5）サービスの提供の記録

サービスを提供したときは、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければなりません。

また、サービスを提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録するととも

に、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

(6) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の取扱方針

短期入所療養介護

- ・ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等の利用者の心身の状況等を踏まえ、当該利用者の療養を適切に行わなければなりません。
- ・ 相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければなりません。
- ・ 事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなりません。
- ・ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

介護予防短期入所療養介護

- ・ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・ 主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。
- ・ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
- ・ 利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。
- ・ 利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければなりません。

(7) 身体的拘束等の禁止

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはなりません。

また、身体的拘束等を行う場合には、医師がその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を診療録に記録しなければなりません。

(8) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成

- ・ 相当期間（概ね4日以上）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮し、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を作成しなければなりません。

- ・ 既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期入所療養介護計画を作成しなければなりません。
- ・ 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。
- ・ 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）を作成したときは、当該計画を利用者に交付しなければなりません。

(9) 運営規程

次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の内容及び利用料その他の費用の額
- ④ 通常送迎の実施地域
- ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ その他運営に関する重要事項（「利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」「従業者の研修」「協力病院（介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に限る。）」「従業者及び従業者の退職後の秘密保持」「苦情処理の体制・相談窓口」「事故発生時の対応」について定めておくことが望ましい）

(10) 定員の遵守

利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者に対してサービス提供を行ってはなりません。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(11) 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止身体的拘束等の禁止

居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

VI 介護保健施設サービスに要する費用等

※加算については全てを掲載しておりませんので注意願います。

1 介護保健施設サービス費の算定要件

- 定員超過、人員基準違反でないこと。
- 個別の算定要件

I-1 (ユニット型) 介護老人保健施設(基本型)の施設基準 i、iii

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (2) 定員超過・人員基準欠如に該当していないこと。
- (3) 入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。
- (4) 当該施設から退所した者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあつては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該入所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- (5) 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
- (6) **在宅復帰・在宅療養支援等指標**(P44参照)の合計値が20以上であること。

I-2 (ユニット型) 介護老人保健施設(在宅強化型)の施設基準 ii、iv

- (1) (ユニット型) 介護老人保健施設(基本型) (1) から (5) までに該当するものであること。
- (2) **在宅復帰・在宅療養支援等指標**の合計値が60以上であること。
- (3) 地域に貢献する活動を行っていること。
- (4) 入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。

個別リハビリテーションについて

Q: 「入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーション」とは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーション 20分程度を週3回以上行うことによいか。また、当該個別リハビリテーションを実施するにあたり、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算の算定要件に当てはまる場合については、これらの加算を算定してよいか。

A: いずれについても貴見のとおりである。

(「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月23日)」より抜粋)

II 介護療養型(ユニット型) 介護老人保健施設の施設基準 i、ii

- (1) 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設であること。
- (2) 算定日が属する月の前12月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等(法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。)から入所した者の占める割合を減じて得た数が35%以上であることを標準とすること。
ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情(半径4km以内に病床を有する医療機関がないこと又は、病床数が19以下であること)があるときはこの限りでない。
- (3) 算定日が属する月の前3月間における入所者等(短期入所療養介護事業所の利用者を含む。)のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者(日常生活自立度のランクMに該当する者)の占める割合が20%以上であること。
月の末日における該当者の割合により、算定月の前3月において当該割合の平均値が当該基準に適合していること。
- (4) (ユニット型) 介護老人保健施設(基本型) (1) から (6) までに該当するものであること。

※上記、介護療養型(ユニット型) 介護老人保健施設の施設基準(1) から (4) までに該当し、入所者等の合計数が40以下である場合、**III 介護療養型(ユニット型) 介護老人保健施設 i、ii**により算出することとなる。

IV (ユニット型) 介護老人保健施設(その他型)の施設基準 i、ii

- (1) (ユニット型) 介護老人保健施設(基本型) (1) 及び(2)に該当するものであること。

介護保健施設サービス費(I)及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について

Q1

平成30年度介護報酬改定において見直された介護保健施設サービス費(I)及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する介護老人保健施設における在宅復帰在宅療養支援等評価指標等の要件については、都道府県への届出を毎月行う必要があるのか。また、算定要件を満たさなくなった場合は、基本施設サービス費及び加算の算定はどのように取り扱うのか。

A1

・**在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分変更を必要としない範囲での変化等、軽微な変更であれば毎月の届出は不要である。**

・例えば、在宅復帰在宅療養支援等評価指標が24から36に変化した場合には、区分の変更が生じない範囲での変化となる。一方で、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)を算定している施設について、在宅復帰在宅療養支援等評価指標が42から38に変化した場合には、区分の変更が生じる範囲での変化となる。

・ただし、要件を満たさなくなった場合、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から当該施設に該当する基本施設サービス費及び加算を算定する。なお、満たさなくなった翌月末において、要件を満たした場合には翌々月の届出は不要である。

・また、在宅強化型から基本型の介護保健施設サービス費を算定することとなった場合に、当該施設の取組状況において、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）の算定要件を満たせば、当該変更月より在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）を算定できる。

・なお、算定要件を満たさなくなった場合の取扱いについては、平成30年度介護報酬改定前の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅰ）又は（ⅲ）（改定前の従来型）については、改定後の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅰ）又は（ⅲ）（改定後の基本型）と、改定前の在宅復帰・在宅療養支援機能加算については、改定後の在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）と、改定前の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅱ）又は（ⅳ）（改定前の在宅強化型）については、改定後の介護保健施設サービス費（Ⅰ）（ⅱ）又は（ⅳ）（改定後の在宅強化型）とみなして取り扱うこととする。

Q2

基本型の基本施設サービス費を算定していたが、要件を満たしたため在宅強化型の基本施設サービス費を算定することとなった場合、入所日は、新たに在宅強化型の介護老人保健施設の基本施設サービス費の算定を開始した日となるのか。

A2

・入所者の入所中に、介護老人保健施設の基本施設サービス費の種類が変更となった場合であっても、当該入所者の入所日は、基本施設サービス費が変わる前の入所日である。なお、短期集中リハビリテーション実施加算等の起算日についても同様の取扱いとなる。

Q3

介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の要件における「算定日が属する月の前6月間」及び「算定日が属する月の前3月間」とはどの範囲なのか。

A3

・介護保健施設サービス費（Ⅰ）においては、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものであり、「**算定日が属する月の前6月間**」又は「**算定日が属する月の前3月間**」とは、**算定を開始する月の前月を含む前6月間又は前3月間のことをいう。**

・ただし、算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。

・なお、在宅復帰・在宅療養支援機能加算及び介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費についても同様の取扱いである。

（参考）

平成30年6月から算定を開始する場合

- ・算定日が属する月の前6月間…平成29年12月から平成30年5月まで
（算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、平成29年11月から平成30年4月まで）
- ・算定日が属する月の前3月間…平成30年3月から5月まで

○ 介護老人保健施設からの在宅復帰の取扱いについて

Q4 「居宅において介護を受けることになったもの」の取扱いとして、介護老人保健施設の退所後に居宅サービスを利用することは問題ないと考えるが、退所した当日からショートステイや（看護）小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを連日利用する場合は、「居宅において介護を受けることになったもの」に含まれないという理解でよいか。

A4 貴見のとおりである。

（「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」より抜粋）

【在宅復帰・在宅療養支援等指標】

A 在宅復帰率

算定日が属する月の前6月間において、退所者のうち、居宅において介護を受けることになったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が50%を超える場合は20、50%以下かつ30%を超える場合は10、30%以下である場合は0となる数。

a 施設基準第14号イ（1）（七）Aの基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

- (a) (ⅰ)に掲げる数÷((ⅱ)に掲げる数-(ⅲ)に掲げる数)
 (ⅰ) 算定日が属する月の前6月間における居宅への退所者で、当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数
 (ⅱ) 算定日が属する月の前6月間における退所者の延数
 (ⅲ) 算定日が属する月の前6月間における死亡した者の総数

A 在宅復帰率							
①	前6月間における居宅への退所者の延数 （注1,2,3,4）	人	-	④	①÷(②-③)×100 （注5）	→ 50%超	20
②	前6月間における退所者の延数 （注3,4）	人				→ 30%超50%以下	10
③	前6月間における死亡した者の総数 （注3）	人				→ 30%以下	0

(b) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。

- (c) 退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
- (d) (a)の分母((ii)に掲げる数－(iii)に掲げる数)が零の場合、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合は零とする。

B ベッド回転率

30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数が10%以上である場合は20、10%未満かつ5%以上である場合は10、5%未満である場合は0となる数

b 施設基準第14号イ(1)(七)Bの基準における、30.4を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数
 (i) 当該施設における直近3月間の延入所者数
 (ii) (当該施設における当該3月間の新規入所者の延数+当該施設における当該3月間の新規退所者数)÷2

B ベッド回転率		④						
①	直近3月間の延入所者数(注6)	人	→	④	30.4÷①×(②+③)÷2	%	→ 10%以上	20
②	直近3月間の新規入所者の延数(注6,7)	人					→ 5%以上30%未満	10
③	直近3月間の新規退所者数(注8)	人					→ 5%未満	0

- (b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
- (c) (a)において新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者(以下「新規入所者」という。)の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。
 また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
- (d) (a)において新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。

C 入所前後訪問指導割合

入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。)を行った者の割合が30%以上である場合は10、30%未満かつ10%以上である場合は5、10%未満である場合は0となる数。

c 施設基準第14号イ(1)(七)Cの基準における、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数
 (i) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者のうち、入所期間が1月以上であ

ると見込まれる入所者であって、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の延数

- (ii) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者の延数

C 入所前後訪問指導割合		④						
①	前3月間における新規入所者のうち、入所前後訪問指導を行った者の延数(注9,10,11)	人	→	④	①÷②×100(注12)	%	→ 30%以上	10
②	前3月間における新規入所者の延数(注11)	人					→ 10%以上30%未満	5
							→ 10%未満	0

- (b) (a)において居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)(i)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等(居宅のうち自宅を除くもの。)を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
- (c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
- (d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、①退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、②当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに③当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行い、④それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。
- (e) (a)の分母((ii)に掲げる数)が零の場合、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合は零とする。

D 退所前後訪問指導割合

入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が30%以上である場合は10、30%未満かつ10%以上である場合は5、10%未満である場合は0となる数。

d 施設基準第14号イ(1)(七)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数
 (i) 算定日が属する月の前3月間における新規退所者のうち、入所期間が1月以上の退所者であって、退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の延数
 (ii) 算定日が属する月の前3月間における居宅への新規退所者の延数

D 退所前後訪問指導割合		④						
①	前3月間における新規退所者のうち、退所前後訪問指導を行った者の延数(注13,14,15)	人	→	④	①÷②×100(注16)	%	→ 30%以上	10
②	前3月間における居宅への新規退所者の延数(注15)	人					→ 10%以上30%未満	5
							→ 10%未満	0

(b) (a)において居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等（居宅のうち自宅を除くもの。）を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。

(c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。

(d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第14号イ(1)(七)Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)の(i)に掲げる数には含まない。

(e) (a)の分母((ii)に掲げる数)が零の場合、退所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合は零とする。

E 居宅サービスの実施状況

法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は5、いずれか2種類のサービスを実施している場合は3、いずれか1種類のサービスを実施している場合は2、いずれも実施していない場合は0となる数。

e 施設基準第14号イ(1)(七)Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むことができる。

F リハ専門職員の配置割合

当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が5以上である場合は5、5未満かつ3以上である場合は3、3未満である場合は0となる数

f 施設基準第14号イ(1)(七)Fの基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数×(iii)に掲げる数×(iv)に掲げる数×100
- (i) 算定日が属する月の前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数
- (ii) 理学療法士等が当該3月間に勤務すべき時間（当該3月間における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）
- (iii) 算定日が属する月の前3月間における延入所者数

(iv) 算定日が属する月の前3月間の日数

①	前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数(注1B)	時間	→ ⑤ ①÷②×③×④×100	→ 5以上 → 3以上5未満 → 3未満	5 3 0
②	理学療法士等が前3月間に勤務すべき時間(注1B.19)	時間			
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数(注20)	人			
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日			

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。

(d) (a)の(ii)において、当該3月間に勤務すべき時間数の算出にあつては、常勤換算方法で用いる当該者の勤務すべき時間数を用いることとし、例えば、1週間単位で勤務すべき時間数を規定している場合には、1週間に勤務すべき時間数を7で除した数に当該3月間の日数を乗じた数を用いることとする。なお、常勤換算方法と同様に、1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

G 支援相談員の配置割合

当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上の場合には5、3未満かつ2以上の場合には3、2未満の場合には0となる数。

g 施設基準第14号イ(1)(七)Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数÷(iii)に掲げる数×(iv)に掲げる数×100
- (i) 算定日が属する月の前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数
- (ii) 支援相談員が当該3月間に勤務すべき時間（当該3月間中における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）
- (iii) 算定日が属する月の前3月間における延入所者数
- (iv) 算定日が属する月の前3月間の延日数

①	前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数(注21)	時間	→ ⑤ ①÷②×③×④×100	→ 3以上 → 2以上3未満 → 2未満	5 3 0
②	支援相談員が前3月間に勤務すべき時間(注19)	時間			
③	前3月間における延入所者数(注20)	人			
④	前3月間の延日数	日			

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。

- ① 入所者及び家族の処遇との相談
- ② レクリエーション等の計画、指導
- ③ 市町村との連携
- ④ ボランティアの指導

H 要介護4又は5の割合

算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が50%以上である場合は5、50%未満かつ35%以上である場合は3、35%未満である場合は0となる数。

h 施設基準第14号イ(1)(七)Hの基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護4又は

要介護5の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 算定日が属する月の前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者延日数

(ii) 当該施設における直近3月間の入所者延日数

H 要介護4又は5の割合			
①	前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	→
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日	→
③	$\text{①} \div \text{②} \times 100$	%	→
			→ 50%以上
			→ 35%以上50%未満
			→ 35%未満
			5
			3
			0

I 喀痰吸引の実施割合

算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が10%以上である場合は5、10%未満かつ5%以上である場合は3、5%未満である場合は0となる数。

i 施設基準第14号イ(1)(七)Iの基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数

(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数

I 喀痰吸引の実施割合			
①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数(注2.2.3)	人	→
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人	→
③	$\text{①} \div \text{②} \times 100$	%	→
			→ 10%以上
			→ 5%以上10%未満
			→ 5%未満
			5
			3
			0

J 経管栄養の実施割合

算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が10%以上である場合は5、10%未満かつ5%以上である場合は3、5%未満である場合は0となる数。

j 施設基準第14号イ(1)(七)Jの基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数

(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数

J 経管栄養の実施割合			
①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数(注2.2.4)	人	→
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人	→
③	$\text{①} \div \text{②} \times 100$	%	→
			→ 10%以上
			→ 5%以上10%未満
			→ 5%未満
			5
			3
			0

【算定要件を満たさなくなった場合】

- 月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該届出を行った月から当該施設に該当する基本施設サービス費を算定する。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

例) Iのiv→Iのiii、Iのiii→IVのii など

2. 介護保健施設サービス費所定単位数の算定区分

老健 (ユニット型以外)		従来型個室(定員1人)	多床室(定員2人以上)
介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型)	I	施設基準 ユニットに属さない療養室(定員が1人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。	施設基準 ユニットに属さない療養室(定員が2人以上のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること
介護療養型 老人保健施設	II	留意事項 ユニットに属さない居室(定員が1人のものに限る。「従来型個室」)の入所者に対して行われる。	留意事項 ユニットに属さない居室(定員が2人以上のものに限る。「多床室」)の入所者に対して行われる。
介護療養型 老人保健施設 (入所者等の合計数が40以下)	III		
介護老人保健施設 (その他型)	IV		

老健 (ユニット型)		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型)	I	施設基準 ユニットに属する療養室の入所者に対して行われるものであること。	施設基準 ユニットに属する(ユニットに属さない療養室を改修したもの)の入所者に対して行われるものであること。
介護療養型 老人保健施設	II	留意事項 ユニットに属する居室(ユニット型個室)の入所者に対して行われる。	留意事項 ユニットに属する居室(ユニット型個室)の入所者に対して行われる。
介護療養型 老人保健施設 (入所者等の合計数が40以下)	III		
介護老人保健施設 (その他型)	IV		

3. 従来型個室の算定

下記①～④のいずれかに該当する場合は、個室であっても、「従来型個室：定員1人」ではなく、「多床室：定員2人以上」を算定する。(ユニット型老健は対象外)

※(介護予防)短期入所療養介護は、下記①～③のとおりとする。

- ① 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

※（介護予防）短期入所療養介護にあっては、感染症等により従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ② 療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室に入所する者
 - ③ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
 - ④ ターミナルケア加算を算定する場合に、個室を希望し、個室に移行した場合の入所者
- ※これらの場合、居住費（滞在費・宿泊費）も多床室と同様、光熱水費に相当する額となる。

4. 入所等の日数の数え方

- (1) 短期入所、入所の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。
- (2) 同一敷地内の短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で、利用者等が介護保険施設等から退所等したその日に他の介護保険施設等に入所等する場合は、入所等の日は含み、退所等の日は含まない。
※ 隣接・近接する介護保険施設等の中で相職員の兼務や施設の共用等が行われている場合も同様
(例) 短期入所療養介護の利用者がそのまま介護老人保健施設に入所した場合は、入所に切り替えた日については短期入所療養介護費は算定できない。
- (3) 介護保険施設等を退所等したその日に、同一敷地内にある病院・診療所の医療保険適用病床に入院する場合は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されない。
※ 隣接・近接する病院・診療所の医療保険適用病床であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入院する場合も同様
(例) 短期入所療養介護の利用者が退所したその日に、同一敷地内の病院に入院した場合は、退所日については短期入所療養介護費は算定できない。
- (4) 同一敷地内の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。
- (5) 職員配置等基準の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所した日を含み、退所した日は含まない。

5. 定員超過利用の減算【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

- (1) 減算の対象
原則として、1月間（暦月）の入所者数（短期入所療養介護の利用者を含む）の平均が運営規程に定める入所定員を超える場合は、該当月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、入所者等（短期入所利用者を含む）の全員について、所定単位数が70%に減算となる。
※ 入所者等の数の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日を含まない。
※ 1月間の入所者等の数の平均は、当該月の全入所者等の延数を当該月の日数で除して得た数（小数点以下を切り上げ）とする。

- (2) 災害、虐待の受入等やむを得ない理由による定員超過
定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

6. 夜勤職員基準未達の減算【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において下記①②のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において入所者（及び利用者）の全員について所定単位数が97%に減算となる。

- ① 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が「夜勤職員基準」に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- ② 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が「夜勤職員基準」に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

※（ユニット型）介護療養型老人保健施設Ⅱを算定している場合

6-2. 夜勤看護職員数基準未達の減算【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

夜勤を行う看護職員に係る1日平均夜勤看護職員数が下記①②のいずれかに該当する月においては、入所者（及び利用者）の全員について、所定単位数が97%に減算となる。

- ① 前月において1日平均夜勤看護職員数が、「夜勤職員基準」により確保されるべき員数から1割を超えて不足していた場合
- ② 1日平均夜勤看護職員数が、「夜勤職員基準（前項の表参照）」により確保されるべき員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間（暦月）継続していた場合

夜勤を行う職員（看護職員又は介護職員）の定義

夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間（原則として事業所又は施設ごとに設定））において夜勤を行う職員

夜勤職員基準		
施設区分	ユニット型以外	ユニット型
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数		
介護老人保健施設 I・IV	2以上 ただし、指定（介護予防）短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の数の合計数「入所者等の数（※1）」が40以下の介護老人保健施設で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は、1以上	2ユニットごとに1以上
介護療養型 老人保健施設 II	1. 上記基準と同一 ただし、次の要件のいずれにも適合する場合は1以上 ①1又は2の病棟を有する病院から転換した場合（1の病棟の一部のみが転換した場合に限る） ②病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数が1以上である一般病床若しくは療養病床を有する診療所に併設する場合 ③併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の入院患者と当該介護老人保健施設の入所者等の数（※1）の合計が120以下である 2. 夜勤を行う看護職員の数が入所者等の数（※1）を41で除して得た数以上（※2）	1. 2ユニットごとに1以上 2. 夜勤を行う看護職員の数が入所者等の数（※1）を41で除して得た数以上（※2）
介護療養型 老人保健施設 III （入所者等の合計数が40以下）	1. 2以上。 ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備している場合は、1以上でも可 病院から転換し、次の要件のいずれにも適合する場合は、置かないことができる。 ①1又は2の病棟を有する病院から転換した。（1の病棟の一部のみが転換した場合に限る） ②病院に併設している。 ③併設する病院の入院患者と当該介護老人保健施設の入所者等の数（※1）の合計が120以下である。 一般病床又は療養病床を有する診療所から転換し、次の要件のいずれにも適合する場合は、置かないことができる。 ①夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上である一般病床又は療養病床を有する診療所に併設している。 ②併設する診療所の入院患者と当該介護老人保健施設の入所者等の数（※1）の合計が19以下である。 2. 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること（※3）	1. 2ユニットごとに1以上 2. 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること（※3）

※1 入所者等の数は「前年度平均（老健と短期入所の合計）」を用いること。

入所者等の数については、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の平均を用いること。この場合、入所者等の平均は、前年度の指定（介護予防）短期入所療養介護の全利用者及び介護老人保健施設の入所者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点以下を切り上げる。

※2（ユニット型）介護老人保健施設IIを算定している場合

夜勤を行う看護職員は、「1日平均夜勤看護職員数」とする。

「1日平均夜勤看護職員数」は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16乗じて得た数で除して算定し、小数点第3位以下を切り捨てる。

※3（ユニット型）介護老人保健施設IIIを算定している場合

当該施設（事業所）の看護職員又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜間看護のオンコール体制を整備し、必要な場合には当該施設（事業所）からの緊急の呼出に応じて出勤すること。なお、病院、診療所又は訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、連携する病院、診療所又は訪問看護ステーションをあらかじめ決めておくこと。

7. 人員基準欠如による減算 【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

介護老人保健施設及び（介護予防）短期入所療養介護において、医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（介護老人保健施設にあっては介護支援専門員）の配置が、暦月において基準上満たすべき員数を下回っている場合（下表参照）に、入所者等の全員について、所定単位数が70%に減算となる。

●看護職員、介護職員の場合

- ・人員基準欠如が1割を超える場合は、当該月の翌月から解消月まで減算となる。
- ・人員基準欠如が1割以下である場合は、当該月の翌々月から解消月まで減算となる。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

●医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員の場合

- ・人員基準欠如した場合は、当該月の翌々月から解消月まで減算となる。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

人員基準欠如による減算になる場合

介護老人保健施設 （ユニット型以外）	①基準に定める員数の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員を配置していない
介護老人保健施設 （ユニット型）	①入所者数に対する看護・介護職員の配置が常勤換算方法で3：1以上を満たしていない ②基準に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員を配置していない
短期入所療養介護 特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	基準に定める員数の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していない

8. ユニットにおける職員に係る減算 【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

ユニット型の介護老人保健施設及び（介護予防）短期入所療養介護について、ある月（暦月）において下記①②いずれかの基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者（及び利用者）の全員について、所定単位数が97%に減算となる。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

- ①日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

9. 身体拘束廃止未実施減算 【介護老人保健施設】（所定単位数の△10%）

施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び必要な措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から10%を減算する。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

10. 夜勤職員配置加算 【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】<24 単位/日>

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、

●入所者等の数が41以上の場合

入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。

●入所者等の数が40以下の場合

入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1を超えていること。

※老健の入所者数と短期入所の利用者数の合計数とする。

※入所者等の数は「前年度平均」を用いること。

【留意事項】

●夜勤を行う職員（介護職員又は看護職員）の数は、「一日平均夜勤職員数」とする。

「一日平均夜勤職員数」は、暦月毎に夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除して算定し、小数点第3位以下を切り捨てる。

●認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設の夜勤職員配置加算の基準については認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

11. 短期集中リハビリテーション実施加算【介護老人保健施設】<240 単位/日>

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算する。

- 集中的なリハビリテーションとは、20分以上の個別リハビリテーションを、1週につき概ね3日以上実施する場合をいう。
- 当該入所者が過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できる。

ただし、次の場合はこの限りではない。

・入所者が過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがあり、4週間以上の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合で、短期集中リハビリテーションの必要性が認められる者。

・入所者が過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがあり、4週間未満の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合であって、次の①②の状態である者。

- ①脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症（低酸素脳症等）、髄膜炎等を急性発症した者
- ②上・下肢の総合損傷（骨・筋・腱・靭帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（一肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等を急性発症した運動器疾患又はその手術後の者

※「短期集中リハビリテーション実施加算」に係る介護報酬Q&A

（問1）【加算の算定日・算定要件】

短期集中リハビリテーション実施加算について、リハビリテーションマネジメントが行われていれば、連日の算定となるのか。または理学療法士、作業療法士等が個別のなリハを実施した日に限り算定となるのか。その際、1人に付き何分以上という時間的な条件があるのか。

（答1）

介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算については、個別リハビリテーションを実施した日に限り算定できる。したがってリハビリテーションマネジメントの結果、1対1のリハビリテーションが連日にわたり必要と判断され、実施された場合は、連日の算定が可能である。なお介護老人保健施設における1対1のリハビリテーションは1単位20分以上である。

（問2）【要件を満たさなかった場合】

短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たって、①本人の自己都合、②体調不良等のやむを得ない理由により、定められた実施回数、時間等の算定要件に適合しなかった場合はどのように取り扱うか。

（答2）

短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、正当な理由なく、算定要件に適合しない場合には、算定は認められない。したがって、算定要件に適合しない場合であっても、①やむを得ない理由によるもの（利用者の体調悪化等）、②総合的なアセスメントの結果、

必ずしも当該目安を超えていない場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利用者の同意を得ているもの（一時的な意欲減退に伴う回数調整等）であれば算定要件に適合するかたちでリハビリテーションを行った実施日の算定は認められる。なお、その場合はリハビリテーション実施計画書の備考欄等に、当該理由等を記載する必要がある。

（問3）【認知症短期集中リハとの同日算定】

「短期集中リハビリテーション実施加算」と「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」は同日に重複して加算することは可能か。

（答3）

別単位として、それぞれのリハビリテーションが行われているものであれば算定できる。

（問4）【起算日（短期入所→入所）】

老健施設の短期入所療養介護を利用していた者が連続して当該老健施設に入所した場合について、短期集中リハビリテーション実施加算の起算日はいつか。

（答4）

短期入所の後、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等に変更が無く、施設入所に移行した場合にあっては、当該加算の起算日は直前の短期入所療養介護の入所日からとなる。（初期加算の算定に準じて取り扱われたい。）

（問5）【機能訓練（運営基準での規定）リハビリテーションマネジメント加算（包括化）】

平成21年の改正でリハビリテーションマネジメント加算が本体に包括されたが、週2回の個別リハビリテーションは実施しなくてもよいのか。また、リハビリテーション実施計画書の作成は個別リハビリテーションの対象者である短期集中リハビリテーションの対象者だけで良いのか。

（答5）

老人保健施設については、これまで、入所者一人について、少なくとも週2回の機能訓練を行うことが運営基準（通知）上規定されている。

また、今回の介護報酬改定に伴い、運営基準の解釈通知も改正し、リハビリテーション実施に当たっての留意点を追加したところであるので、参照されたい。

（問6）【加算の起算日：在宅強化型の介護老人保健施設】

従来型の介護老人保健施設の基本施設サービス費を算定していたが、要件を満たしたため在宅強化型の介護老人保健施設の基本施設サービス費を算定することとなった場合、入所日は、新たに在宅強化型の介護老人保健施設の基本施設サービス費の算定を開始した日となるのか。

（答6）

入所者の入所中に、介護老人保健施設の基本施設サービス費の種類が変更となった場合であっても、当該入所者の入所日は、基本施設サービス費が変わる前の入所日である。

なお、短期集中リハビリテーション実施加算等の起算日についても同様の取扱いとなる。

（問7）【加算の算定要件】

「過去3月の間に介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できる」とされたが、過去3月間に別の介護老人保健施設に入所していても、短期集中リハビリテーション実施加算を算定しなかった場合は算定できるのか。

（答7）

短期集中リハビリテーション実施加算の算定の有無にかかわらず、過去3月の間に介護老人保健施設に入所したことがある場合には算定できない。

（問8）【加算の起算日】

肺炎により4週間に満たない期間入院して再度入所した場合において、短期集中リハビリテーション実施加算の算定に係る起算日は、再度入所した日となるのか。

（答8）

入院前の入所日が起算日である。

（問9）【加算の起算日：介護療養型老人保健施設】

療養病床等から介護療養型老人保健施設に転換する場合、初期加算、短期集中リハビリテーション実施加算等を算定する場合の起算日はどの時点となるか。

（答9）

転換前の入院日が起算日となる。なお、初期入所診療管理等の特別療養費についても、転換前の介護療養型医療施設において当該算定項目に相当する特定診療費が存在することから、同様に転換前の入院日が起算日となる。

12. 認知症ケア加算 【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】〈76単位/日〉

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、所定単位数に加算する。

- 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者と他の入所者とを区別していること。
- 他の入所者と区別して日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められること

から介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスを行うのに適当な下記

- ①～⑤の基準に適合する施設及び設備を有していること。
- ① 専ら日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者を入所させるための施設（原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの。）
 - ② 施設の入所定員は40人を標準とすること。
 - ③ 施設に入所定員の1割以上の数の個室を設けていること。
 - ④ 施設に療養室以外の生活の場として入所定員1人当たり面積が2㎡以上のデイルームを設けていること。
 - ⑤ 施設に日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、30㎡以上の面積を有するものを設けていること。
- 介護保健施設サービスの単位ごとの入所者の数について、10人を標準とすること。
 - 介護保健施設サービスの単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置すること。
 - ユニット型でないこと。

【留意事項】

- 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者
- 従業者が1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められるので、認知症専門棟における従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。以上のことから認知症専門棟における介護職員等の配置については、以下の①②を標準とする。
 - ①日中については入所者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - ②夜間及び深夜については、20人に1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ユニット型介護老人保健施設サービス費を算定している場合は、認知症ケア加算は算定しない。

13. 送迎加算【短期入所療養介護】 <184 単位/片道>

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

※「送迎加算」に係る介護報酬Q&A

(問)【事業所間の送迎】

短期入所事業所等を退所したその日に他の短期入所事業所に入所する場合の送迎加算の算定について

(答)

短期入所の送迎加算については、利用者の心身の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、原則として、送迎車により利用者の居宅まで個別に送迎する場合について算定されるものであり、短期入所サービス費の算定の有無にかかわらず、事業所間を直接移動した場合には送迎加算は算定できない。

14. 外泊したときの費用の算定【介護老人保健施設】 <362 単位/日>

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて当該費用を算定する。

- ただし、外泊の初日及び最終日は算定できない（所定単位数を算定する）。

(例) 外泊期間：3/1～3/8 → 3/2～3/7 について外泊時の費用を算定
 - 「外泊時の費用」の算定にあたって、1回の外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊（12日分）まで「外泊時の費用」の算定が可能。（毎月ごとに6日分の外泊時の費用の算定ができるものではない）

(例) 外泊期間：1/25～3/8
→ 1/26～1/31（6日間）及び2/1～2/6（6日間）について外泊時の費用を算定
 - 外泊の期間中にそのまま退所した場合 → 退所した日の「外泊時の費用」は算定可能
 - 外泊期間中にそのまま併設医療機関に入院した場合 → 入院日以降は、「外泊時の費用」は算定不可
 - 入所者の同意を得てそのベッドを短期入所療養介護 → 「外泊時の費用」は算定不可に活用した場合
- ※ 入所者の外泊の期間中で、かつ、「外泊時の費用」の算定期間中にある場合は、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくこと。
- ※ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含む。
- ※ 外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス費は算定できない。

15. 外泊時在宅サービスを利用したときの費用の算定【介護老人保健施設】 <800 単位/日>

入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて当該費用を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、上記「外泊したときの費用」を算定する場合は算定しない。

- 外泊時在宅サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体状況に照らし、医師、

看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、その居宅において在宅サービス利用を行う必要があるかどうか検討すること。

- 当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分に説明し、同意を得た上で実施すること。
- 外泊時在宅サービスの提供に当たっては、介護老人保健施設の介護支援専門員が、外泊時利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成すること。
- 家族に対し、次の指導を事前に行うことが望ましいこと。
 - ① 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
 - ② 当該入所者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
 - ③ 家屋の改善の指導
 - ④ 当該入所者の介助方法の指導
- 外泊時在宅サービス利用の費用の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算の対象とならないこと。
- 加算の算定期間は、1月につき6日以内とする。
- 利用者の外泊期間中は、当該利用者の同意があればそのベッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。この場合において、外泊時在宅サービス利用の費用を合わせて算定することはできないこと。

16. ターミナルケア加算 【介護老人保健施設】

【(ユニット型)介護老人保健施設】(従来型老健)

- ・ 死亡日以前4日以上30日以下：160単位/日
- ・ 死亡日の前日及び前々日：820単位/日
- ・ 死亡日：1,650単位/日

【(ユニット型)介護療養型老人保健施設】(転換型老健)

- ・ 死亡日以前4日以上30日以下：160単位/日
- ・ 死亡日の前日及び前々日：850単位/日
- ・ 死亡日：1,700単位/日

を死亡日に所定単位数に加算する。

ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

入所者本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援する。

入所者に係る算定要件

※ 次の①～③のすべてを満たすこと。

- ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ② 入所者（又は家族等）の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- ③ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人（又は家族等）への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

【留意事項】

- 死亡日を含めて30日を上限として、施設において行ったターミナルケアを評価する。
- 死亡前に他の医療機関等に移った場合又は自宅等に戻った場合は、当該施設においてターミナルケアを直接行っていない退所した日の翌日から死亡日までの期間は算定できない。（退所した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、ターミナルケア加算を算定することはできない。）
- 施設を退所した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、ターミナルケア加算は死亡月にまとめて算定することから、入所者側にとっては、当該施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所する際、退所の翌月に亡くなった場合に、前月分のターミナルケア加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要。
- 施設は、施設退所の後も、継続して入所者の家族指導等を行うことが必要であり、入所者の家族等との継続的な関わりの中で、入所者の死亡を確認することが可能である。
- 外泊又は退所の当日についてターミナルケア加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。したがって、入所者が外泊した場合（外泊加算を算定した場合を除く）には、当該外泊期間が死亡日以前30日の範囲内であれば、当該外泊期間を除いた期間について、ターミナルケア加算の算定が可能。

本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていることと認められる場合には、ターミナルケア加算の算定は可能。

この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらずしてもらえなかった旨を記載しておくことが必要である。

なお、家族が入所者の看取りについて共に考えることは極めて重要であり、施設として

は、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。

- ターミナルケア加算を算定するに当たっては、本人又はその家族が個室でのターミナルケアを希望する場合には、当該施設は、その意向に沿えるよう考慮すべきである。なお、個室に移行した場合の入所者については、個室であっても、（従来型個室：定員1人）ではなく、（多床室：定員2人以上）を算定する。

※「ターミナルケア加算」に係る介護報酬Q&A

（問2）【介護療養型老人保健施設の場合】

介護療養型老人保健施設において、入所者が施設内での看取りを希望しターミナルケアを行っていたが、やむを得ない事由により医療機関において亡くなった場合はターミナルケア加算を算定できるのか。

（答2）

介護療養型老人保健施設内で入所者の死亡日前30日において入所していた間で、ターミナルケアを実施していた期間については、やむを得ず医療機関で亡くなった場合であっても、ターミナルケア加算を算定できる。

17. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算【介護老人保健施設】

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）34単位/日

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）46単位/日

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）については、以下の要件を満たすこと。
 - ① **在宅復帰・在宅療養支援等指標**（P44参照）A～Jまでの合計が**40以上**であること。
 - ② 地域に貢献する活動を行っていること。
 - ③ 介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）のi若しくはiii又はユニット型介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）のi若しくはiiiを算定していること。
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）については、以下の要件を満たすこと。
 - ① **在宅復帰・在宅療養支援等指標**（P44参照）A～Jまでの合計が**70以上**であること。
 - ② 介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）のii若しくはiv又はユニット型介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）のii若しくはivを算定していること。

【留意事項】

- 「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。
 - ① 地域との連携については、基準省令第35条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定められているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。
 - ② 当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。

- ③ 当該基準については、平成30年度に限り、平成31年度中に当該活動を実施する場合を含むものとしているところであるが、各施設において地域の実情に合わせた検討を行い、可能な限り早期から実施することが望ましいものであること。また、既に当該基準に適合する活動を実施している介護老人保健施設においては、更に創意工夫を行うよう努めることが望ましい。

18. 初期加算【介護老人保健施設】<30単位/日>

入所者については、介護老人保健施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って所定単位数に加算する。

- 「入所日から30日間」中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、算定不可
- 初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者の場合は過去1月間とする。）の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定可能
- 当該介護老人保健施設の短期入所療養介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合については、初期加算は入所直前の短期入所療養介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するものとする。

19. 再入所時栄養連携加算【介護老人保健施設】<400単位/回>

介護老人保健施設に入所（以下本項において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下本項において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理と大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

- 一次入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合であって、当該者が退院した後、直ちに二次入所した場合を対象とすること。なお、嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づくものをいう。
- 当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成すること。
- 当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意が得られた場合に算定すること。

20. 入所前後訪問指導加算【介護老人保健施設】

・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）：450単位

入所期間が1月を超えると見込まれる入所予定者の入所予定日前30日から入所後7日後までの間に、当該入所予定者が退所後生活する居宅を訪問して退所を目的とした施設

サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、入所中に1回に限り算定できる。

・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）：480単位

施設サービス計画の策定等にあたり、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が会議を行い、「生活機能の具体的な改善目標」及び「退所後の生活に係る支援計画」を共同して定めた場合に、入所中に1回に限り算定できる。

21. 退所時等支援等加算 【介護老人保健施設】

(1) 試行的退所時指導加算：400単位

- 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所最初に試行的退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として算定する。
- 試行的退所時指導の内容は、次のようなものであること。
 - ・ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
 - ・ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
 - ・ 家屋の改善の指導
 - ・ 退所する者の介助方法の指導
- 試行的退所時指導加算を算定する場合は、以下の点に留意すること。
 - ・ 病状及び身体状況に照らし、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退所して、その居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討すること。
 - ・ 当該入所者又はその家族に対し、趣旨を十分に説明し、同意を得た上で実施すること。
 - ・ 試行的退所中の入所者の状況の把握を行っている場合にあっては、外泊時加算を併せて算定することが可能であること。
 - ・ 試行的退所期間中は、当該入所者の同意があり、外泊時加算を算定していない場合は、そのベッドを短期入所療養介護に活用することが可能であること。
 - ・ 試行的退所期間中は、指定居宅サービス等の利用はできないこと。
 - ・ 試行的退所期間が終了してもその居宅に退所できない場合は、施設で療養を続けることとなるが、居宅において療養が続けられない理由等を分析した上でその問題解決に向けたリハビリ等を行うため、施設サービス計画の変更を行うとともに適切な支援を行うこと。
- 次の場合は算定できない。
 - ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - ・ 死亡退所の場合
- 試行的退所時指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養

士、介護支援専門員等が協力して行うこと。

- 試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。
- 試行的退所時指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録に記載すること。

(2) 退所時情報提供加算：500単位

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合に、退所後の主治の医師に対して当該入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所、介護保険施設を除く。）に入所する場合で、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して診療状況を示す文書を添えて処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、基準省令に規定する文書（別紙様式2）に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入所者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。
- 次の場合は算定できない。
 - ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - ・ 死亡退所の場合

(3) 退所前連携加算：500単位

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

- 入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者一人につき一回に限り退所日に加算を行う。
- 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。
- 次の場合は算定できない。
 - ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - ・ 死亡退所の場合
- 指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士、介護支援

専門員等が協力して行うこと。

(4) 訪問看護指示加算：300 単位

入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問看護又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスにかかる指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。）を交付した場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

- 介護老人保健施設から交付される訪問看護指示書（※）に指示期間の記載がない場合は、その指示期間は 1 月であるものとみなすこと。
- ※ 当該指示書の様式は、「介護老人保健施設からの退所時における老人訪問看護指示加算に係る訪問看護指示書の様式について」（平成 12 年 4 月 26 日老健第 96 号）によるものとする。
- 訪問看護指示書は、診療に基づき速やかに作成・交付すること。
- 訪問看護指示書は、特に退所する者の求めに応じて、退所する者又はその家族等を介して訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に交付しても差し支えないこと。
- 交付した訪問看護指示書の写しを診療録等に添付すること。
- 訪問看護の指示を行った介護老人保健施設は、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所からの訪問看護の対象者についての相談等に懇切丁寧に応じること。

22. 栄養マネジメント加算【介護老人保健施設】 <14 単位/日>

- 常勤の管理栄養士（栄養士は不可）を 1 名以上配置していること。
 - ※ 調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は算定不可
 - ※ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院又は地域密着型介護老人福祉施設の栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できる。
- ただし、施設が同一敷地内に 1 の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び地域密着型介護老人福祉施設を併設している場合であって、双方の施設を兼務する常勤の管理栄養士による適切な栄養ケア・マネジメントが実施されているときは、双方の施設において算定できることとする。
- サテライト型施設を有する介護保険施設（以下「本体施設」という。）にあっては、次の取扱いとする。
 - ① 本体施設に常勤の管理栄養士を 1 名配置している場合（本体施設の入所者数とサテライト

型施設（1 施設に限る。）の入所者数の合計数に対して配置すべき栄養士の員数が 1 未満である場合に限る。）であって、当該管理栄養士が当該サテライト型施設に兼務し、適切に栄養ケア・マネジメントを行っているときは、当該サテライト施設においても算定できることとする。

- ② 本体施設に常勤の管理栄養士を 2 名以上配置している場合であって、当該管理栄養士がサテライト型施設に兼務し、適切に栄養ケア・マネジメントを行っているときは、当該サテライト型施設（1 施設に限る。）においても算定できる。
 - ③ ①又は②を満たす場合であり、同一敷地内に 1 の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び地域密着型介護老人福祉施設を併設している場合であって、双方の施設を兼務する常勤の管理栄養士による適切な栄養ケア・マネジメントが実施されているときは、双方の施設において算定できることとする。
- 下記①～⑥に掲げるとおり入所者毎に栄養ケア・マネジメントを実施すること。
 - ① 施設入所時に、「栄養スクリーニング（＝低栄養状態のリスクの把握）」を行うこと。
 - ② 栄養スクリーニングを踏まえ、「栄養アセスメント（＝解決すべき課題の把握）」を行うこと。
 - ③ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理のもと、医師、管理栄養士、歯科医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の方が共同して、栄養ケア計画を作成すること。
 - ※ 作成した栄養ケア計画は、入所者又はその家族に説明し、同意を得ること。
 - ※【栄養ケア計画の記載事項】
 - ・栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）
 - ・栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）
 - ・解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等
 - ④ 栄養ケア計画に基づき栄養ケア・マネジメントを実施し、栄養ケア計画に実施上の問題があれば直ちに当該計画を修正すること。
 - ⑤ 栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。

【低栄養状態のリスクレベル】	【モニタリング間隔】
低栄養状態のリスクが高い者 (栄養補給方法の変更の必要性があるもの)	概ね 2 週間毎
低栄養状態のリスクが低い者	概ね 3 月毎

- ⑥ 低栄養状態のリスクにかかわらず、少なくとも月 1 回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。
- ⑦ 概ね 3 月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。

【留意事項】

- 栄養ケア・マネジメントは、原則として入所者全員に対して実施すること。
- 栄養スクリーニング、栄養アセスメント、モニタリング等の栄養ケア・マネジメントは必ず記録しておくこと。
- 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から加算の算定を開始すること。

※定員超過利用・人員基準欠如に該当する場合は算定不可

23. 低栄養リスク改善加算 【介護老人保健施設】<300 単位／月>

- 低栄養状態にある又は低栄養状態の恐れのある入所者に対し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科衛生士の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算。
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
- 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる。
- 原則として、施設入所時に行った栄養スクリーニングにより、低栄養状態の高リスク者に該当する者であって、低栄養状態の改善のための栄養管理が必要であるとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る（以下同じ。）。
- 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。また、当該計画については、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護保健施設サービスにおいては、当該計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって当該計画の作成に換えることができるものとする。
- 当該計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、試行等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養リスク改善加算の算定期間は、低栄養状態の高リスク者に該当しなくなるまでの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた月から起算して6月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。
- 低栄養状態の改善のための栄養管理が、入所者又はその家族の同意を得られた月から起算して、6月を超えて実施される場合でも、低栄養状態リスクの改善が認められない場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して低栄養状態の改善等のための栄養管理が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できる。
- 褥瘡を有する場合であって、褥瘡マネジメント加算を算定している場合は、低栄養リスク改善加算は算定できない。

24. 経口移行加算 【介護老人保健施設】<28 単位／日>

- 医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成
- 当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士

又は看護職員による支援が行われた場合

- 当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき算定
- 180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない

25. 経口維持加算 【介護老人保健施設】

- ・経口維持加算（Ⅰ）：400 単位／月
- ・経口維持加算（Ⅱ）：100 単位／月
- 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成
- 当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合
- 計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき算定
- 6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥えんが認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥えん防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる
- 経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない
- 協力歯科医療機関を定めている介護老人保健施設が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき 経口維持加算（Ⅱ）を算定

26. 口腔衛生管理体制加算 【介護老人保健施設】<30 単位／月>

次に掲げる基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- ・施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。
- ・定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。
- 口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、

いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。

- 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。
 - ・ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
 - ・ 当該施設における目標
 - ・ 具体的方策
 - ・ 留意事項
 - ・ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況
 - ・ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る）
 - ・ その他必要と思われる事項
- 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても当該加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導は、歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

27. 口腔衛生管理加算 【介護老人保健施設】<90単位/月>

「口腔衛生管理体制加算」に掲げる基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- ① 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
 - ② 歯科衛生士①における入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
 - ③ 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する介護職員からの相談に必要な応じ対応すること。
- 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに加算する。
 - 当該施設が当該加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。
 - 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うにあたり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を老企第40号別紙様式3を参考として作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。
 - 当該歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談に等に必要に応じて対応

するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。

- 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。

28. 療養食加算 【介護老人保健施設】<6単位/日>【短期入所療養介護】<8単位/日>

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者等の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合に、入所者等の病状等に応じて、主治の医師より入所者等に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に1日につき3回を限度として所定単位数に加算する。

- 療養食の献立表が作成されている必要があること。
- 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される入所者等の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する下記①～⑨とする。（療養食の摂取の方法は、経口又は経管の別を問わないこと。）

①糖尿病食

②腎臓病食

※ 心臓疾患等に対して（総量 6.0g 未満の）減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱う。（ただし、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象外）

③肝臓病食

※ 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸を含む）等をいう。

④胃潰瘍食（流動食は除く）

※ 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残渣食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。

⑤貧血食

※ 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。

⑥臓臓病食

⑦脂質異常症食

※ 高度肥満症（肥満度が+70%・以上又は BMI (Body Mass Index) が 35 以上) に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。

※ 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態における LDL - コレステロール値が 140mg/dl 以上である者又は HDL-コレステロール値が 40mg/dl 未満若しくは血清中性脂肪値が 150mg/dl 以上である者であること。

⑧痛風食

⑨特別な場合の検査食

※ 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸 X 線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。

※定員超過利用・人員基準欠如に該当する場合は算定不可。

※「療養食加算」に係る介護報酬Q&A

（問1）【食事せん交付の費用：介護老人保健施設】
療養食加算にかかる食事せん交付の費用は、介護報酬において評価されていると解してよいか。
（答1）
御指摘のとおりである。
（問2）【食事せんの発行頻度：短期入所療養介護】
ショートステイを数回利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行となるのか。
（答2）
短期入所生活（療養）介護の利用毎に食事せんを発行することになる。

- 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が行われている場合にあっては、経口移行加算又は経口維持加算を併せて算定することが可能

29. 認知症専門ケア加算【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に専門的な認知症ケアを行なった場合には、1日につき所定単位数を加算する。ただし、認知症専門加算（Ⅰ）と認知症専門加算（Ⅱ）を同時に算定することはできない。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）： 3 単位／日

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ・ 入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者。以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。
 - ・ 認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は、1以上、対象者の数が20人以上である場合は、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。
 - ・ 当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）： 4 単位／日

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。

- ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修（認知症介護指導者研修）を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

30. 所定疾患施設療養費【介護老人保健施設】

所定疾患施設療養費（Ⅰ）：239 単位／日

- 次に掲げる基準のいずれにも適合する介護老人保健施設において、対象となる入所者（・肺炎の者・尿路感染症の者・带状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る。））に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。
 - ① 診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録等に記載していること。
 - ② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

【留意事項】

- 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する者であるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）：480 単位／日

- 次に掲げる基準のいずれにも適合する介護老人保健施設において、対象となる入所者（・肺炎の者・尿路感染症の者・带状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る。））に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。
 - ① 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。）を診療録等に記載していること。
 - ② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
 - ③ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

【留意事項】

- 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する者であるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 請求に際して、給付費請求明細書の摘要欄に、診断、行った検査、治療内容等を記入すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。また、平成30年10月31日までの間にあっては、研修受講予定（平成30年4月以降、受講申込書などを持っている場合）であれば、研修を受講した者と見なすが、10月31日までに研修を受講していない場合には、4月～10月に算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うこと。

※ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）についてのQ&A

（問1）

所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していることとされているが、公益社団法人全国老人保健施設協会などの団体が開催する研修において、感染症対策に関する内容として、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌の内容を含む場合は、加算の算定要件に適合すると考えて差し支えないか。

（答）

差し支えない。

（問2）

所定疾患施設療養費（Ⅱ）の感染症対策に関する内容を含む研修について、併設

医療機関や医師が管理する介護老人保健施設内の研修でもよいか。

（答）

当該研修については、公益社団法人全国老人保健施設協会や医療関係団体等が開催し、修了証が交付される研修である必要がある。

31. 緊急短期入所受入加算 【短期入所療養介護】<90 単位/日>

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認められた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として所定単位数に加算する。

- 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定している場合は算定しない。
- 介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、その必要性を認め緊急に短期入所療養介護が行われた場合に算定できる。
- やむを得ない事情により、当該介護支援専門員と事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合で、事後に当該介護支援専門員によって、当該サービス提供が必要であったと判断された場合についても算定できる。
- 7日を限度として算定するとあるのは、緊急に居宅サービス計画の変更を必要とした利用者を受け入れる際の初期の期間を評価したものであり、利用開始後8日目以降の短期入所療養介護の利用継続を妨げるものではない。また、緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、居宅介護支援事業者と密接な連携を行い、相談すること。
- 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録すること。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。
- 緊急受入に対応するため、居宅介護支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。

※（ユニット型）介護老人保健施設の短期入所療養介護費、又は、「特定介護老人保健施設短期入所療養介護費」を算定している施設が算定する）

32. 重度療養管理加算 【短期入所療養介護】

- ・（ユニット型）介護老人保健施設の短期入所療養介護費（Ⅰのi～iv）を算定している場合
：120 単位/日
- ・「特定介護老人保健施設短期入所療養介護費」を算定している場合
：60 単位/日

要介護状態区分が要介護4又は要介護5の利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に所定単位数に加算する。

- 利用者の状態が次のいずれかに該当すること。
 - ① 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ② 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - ③ 中心静脈注射を実施している状態
 - ④ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - ⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ⑥ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
 - ⑦ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - ⑨ 気管切開が行われている状態

33. 褥瘡マネジメント加算 【介護老人保健施設】<10単位>

※介護保健施設サービス費（Ⅰ）及びユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定している介護老人保健施設が対象

- 次の基準（大臣基準）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
 - ① 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告すること。
 - ② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
 - ③ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。
 - ④ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
- 大臣基準①の評価は、留意事項通知別紙様式4に示す褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施すること。
- 大臣基準①の施設入所時の評価は、大臣基準①から④までの要件に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日に、既入所者については、届出の日の属する月に評価を行うこと。
- 大臣基準①の評価結果の厚生労働大臣への報告は、当該表か結果を、介護給付費請求書等の記載要領に従って、褥瘡マネジメント加算の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行うこと。報告する評価結果は、施設入所時については、施設入所後最初（既入所者については届出の日に最も近い日）に評価した毛か、それ以外の場合については、当該加算を算定する月に評価した結果のうち最も末日に近いものとする。

- 大臣基準②の褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、入所者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し、関連職種が共同して取り組むべき事項や、入所者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、留意事項通知別紙様式5に示す様式を参考に、作成すること。なお、介護保健施設サービスにおいては、褥瘡ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができる。
- 大臣基準③において、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。
- 大臣基準④における褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば、直ちに実施すること。
- 褥瘡マネジメントについては、施設ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましい。

34. 排せつ支援加算 【介護老人保健施設】<100単位/月>

- 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいて支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。
 - ① 本加算は、全ての入所者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提として、さらに特別な支援を行って排せつの状態を改善することを評価したものである。したがって、例えば、入所者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはならない。
 - ② 「排せつに介護を要する入所者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009改訂版（平成27年4月改訂）」の方法を用いて、排尿または排便の状態が「一部介助」又は「全介助」と評価される者をいう。
 - ③ 「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿又は排便に係る状態の評価が不変又は悪化することが見込まれるが、特別な対応を行った場合には、当該評価が6月以内に「全解除」から「一部介助」以上、又は「一部介助」から「見守り等」以上に改善すると見込まれることをいう。
 - ④ ③の見込みの判断を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとする。また、医師と連携した看護師が③の見込みの判断を行う際、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談することとする。
 - ⑤ 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を他職種が共同で分析し、それに基づいた支援計画を留意事項通知別紙様式6の様式を参考に作成する。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、③の判断を行った医師又は看護師、介護支援専門員及び支援対象の入所者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加える。なお、介護保健施設サービスにおいては、支

援計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができる。

- ⑥ 支援計画の作成に当たっては、要因分析の結果と整合性がとれた計画を個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意する。また、支援において入所者の尊厳が十分保持されるよう留意する。
- ⑦ 当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、現在の排せつに係る状態の評価、③の見込みの内容、⑤の要因分析及び支援計画の内容、当該支援は入所者又はその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも入所者又はその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認した上で行う。
- ⑧ 本加算の算定を終了した際は、その時点の排せつ状態の評価を記録し、③における見込みとの差異があればその理由を含めて総括し、記録した上で、入所者又はその家族に説明すること。

35. サービス提供体制強化加算【介護老人保健施設】【短期入所療養介護】

(共通) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ：18単位/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ：12単位/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：6単位/日
看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：6単位/日
介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上
- 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。
この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。
介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
 - 前年度の実績が6月に満たない事業所にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。
 - 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、

平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

- 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。
- 介護保健施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

36. 各種加算の留意点

●留意点

1. ミスによる報酬返還を防止するため、単位数表・解釈通知・関連する告示・厚生労働省が発したQ&A等をよく確認すること。
2. 加算には複数の要件と必須とされる記録がある。要件等は、単位数表、解釈通知その他の通知類及びQ&A等に分散しているため注意すること。
3. 明文上必須とされている要件や記録については、加算算定要件を満たしていることが事後的に確認できなければならない。事後調査等で、加算算定時点に要件に合致していないことが判明した場合は、加算全体が無効になる。
これらの要件や記録は、行政機関等の監査のために作成するものではなく、介護報酬を請求するための根拠であるので、請求にあたっては、これらの書類に基づいて行うことになる。

●説明と同意

個別的なサービスに係る加算については、基本的に、入所者又はその家族に対する説明と同意が必須である。

●サービス提供と加算

1. 各種加算には一定の必要要件があるが、これは加算算定を行うための要件に過ぎない。よって、これらの要件を満たさないという理由で、各種サービスの提供ができないということではない。単に、加算算定ができないというだけである。この場合、各種該当サービスは基本報酬の範疇で行われると考えられる。
2. 原則として入所者全員に算定するものとされている加算については、入所者全員について算定要件を満たすよう努める必要がある。個々に算定要件を満たしていない場合は当該入所者については算定できない。

●加算の届出と算定開始月

1. 加算等については、届出受理日の翌月(受理日が1日の場合はその月)から算定を開始する。
2. 施設の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、その日から加算の算定はできない。また、その旨を速やかに届け出なければならない。

Ⅶ 介護老人保健施設の都道府県知事が承認する管理者について

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う入所施設であり、介護老人保健施設の管理者は、医療法第 15 条第 1 項の規定が準用され、病院の管理者と同様の責務が求められており、介護保険法第 95 条第 1 項により、医師に管理させなければならないこととなっています。

介護老人保健施設の開設者は、管理者が知事の承認を受けた場合、すみやかに医師である当該管理者に施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じてください。

なお、管理者を変更しようとする場合は、あらかじめ承認申請を行い、知事の承認を受ける必要がありますので、変更事由が生じた場合は、速やかに県に連絡してください。

<参考>

- 介護保険法第 95 条第 1 項
介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に、当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

Ⅷ 介護老人保健施設の変更手続きについて

- 1 介護老人保健施設（介護医療院）の他のサービスと異なる点
 - ・ 介護老人保健施設（介護医療院）は、他のサービスのような「指定」ではなく「許可」制
 - ・ 県が定める「介護老人保健施設等開設許可事務処理要領」により事前協議が必要
 - ・ 許可申請の際に手数料（県証紙）を徴収
- 2 変更許可手続きについて
 - ・ 介護保険法第 9 4 条第 2 項（第 1 0 7 条第 2 項）の規定により、次の事項を変更しようとするときには、許可が必要
 - ①敷地の面積及び平面図
 - ②建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要
 - ※審査手数料 33,000 円（県証紙）が必要となります。
 - ③施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画
 - ④運営規程（入所定員の増加に係るもののみ。）
 - ※従業者の職種、員数及び職務内容については、年 1 回の変更届で良いとしています。
 - ⑤協力病院の変更
 - ・ 「介護老人保健施設開設許可事務処理要領」により事前協議が必要
設置計画書（④に該当する場合のみ）→事前協議 → 変更許可申請
 - ・ 施設整備等の補助金を受けている場合は財産処分の手続きに留意
（県の承認後でなければ改修を行えない場合がある。また、内容によっては補助金返還の必要が生じるので、早めに確認してください。担当：長寿社会課介護保険班）

特に②については、変更許可の事由に該当するかどうかや、手数料の取扱いについて確認させていただきますので**必ず事前に**御相談下さい。

<介護老人保健施設に係る変更許可・届出手続き一覧>

	介護保険法施行規則第136条第1項に定める開設許可事由	開設許可事務 処理要領		介護保険法		備考
		設置 計画	事前 協議	変更 許可	変更 届	
1	施設の名称及び開設の場所				○	
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名				○	
3	開設の予定年月日					
4	開設者の登記事項証明書又は条例等				○	当該許可に係る事業に関するものに限る。
5	敷地の面積及び平面図		○	○		
	敷地周囲の見取図					
6	併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要				○	
7	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに施設及び構造設備の概要		○	○		手数料が必要
8	施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画		○	○		
9	入所者の予定数					
10	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所			承認	○	事前承認が必要
11	運営規程(入所定員の増加)	○	○	○		
	運営規程(上記以外)				○	従業者の職種、員数及び職務内容の変更は特例通知により年1回の届出
12	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要					
13	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態					
14	協力病院の変更		○	○		
	協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(協力歯科医療機関を含む。)				○	
15	法第94条(第107条)第3項各号に該当しないことを誓約する書面					管理者変更時の変更届出には添付が必要
16	介護支援専門員の氏名及びその登録番号				○	

Ⅸ 新型コロナウイルス感染症関連の取扱い

新型コロナウイルス感染症関連の取扱いについては、厚生労働省の以下のページに掲載されていますので確認願います。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0400>

注: 令和3年2月現在第16報までがまとめられています。

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能とします。なお、具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方も参考にして頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能です。

<介護老人保健施設関係抜粋>

⑤-1

Q: 都道府県等が、公衆衛生対策の観点から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か。

A: 可能である。

⑤-2

Q: 介護老人保健施設が感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから、自主的に入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合、⑤-1と同様の考え方でよいか。

A: 貴見のとおり。

ただし、入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染の疑いや濃厚接触の疑いがない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

⑧-6

Q: ⑤-1及び⑤-2について、入所又は退所の一時停止に関して、感染状況等を踏まえ一部の地域からの入所や一部の地域への退所のみ停止している場合も同じ取扱いの対象となるという理解でよいか。

A: 貴見のとおり。

なお、その場合であっても、自主的に一時停止等を行う場合は、一時停止等を行う期間及び理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

別添

事務連絡
令和2年2月17日

事務連絡
令和元年10月15日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて

令和元年台風第19号に伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

今般の令和元年台風第19号に伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等に係る基準（以下「指定等基準」という。）、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

その際、認定の重複を避けるため、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

- (2) 避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合
避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能である。
サービスの提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等との連携を図り、できる限りケアプランに沿って、必要な介護サービスを確保するよう努めること。
- (3) 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合
別の介護保険施設や医療機関等に一時的に避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。
ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。
- (4) やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合
被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。なお、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。
- (5) 認知症専門ケア加算の算定要件について今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、認知症専門ケア加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。
- (6) サービス提供体制強化加算の算定要件について今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。また、サービス提供体制強化加算の算定要件として定期的な会議の開催を求めているサービスについ

ては、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

- (7) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合
指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算など）、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（個別機能訓練加算など）については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。
- (8) 被災したことにより賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合における処遇改善加算（介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。）の取扱いについて
- ① 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合
賃金改善計画における賃金改善実施期間を令和元年10月以降までに設定している処遇改善加算の申請事業者においては、被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。
こうした事業者については、被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。
- ② 実績報告書の取扱い
①の場合の事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。
2. サービス種別
- (1) 訪問介護
- ① 特定事業所加算
- ㊦ 特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提

供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

- ① 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。
- ② その他

今般の被災等により、訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員（介護職員初任者研修修了者）を代わりに従事させるときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。

- (2) 通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護
今般の被災等により、通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が損壊し、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供していると認められるときは、入浴介助加算又は入浴介助体制加算の算定が可能である。
- (3) 介護予防通所リハビリテーション
今般の被災等により、介護予防通所リハビリテーションが休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。
一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わない。
日割り計算の方法は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとする。

なお、介護予防通所リハビリテーションが燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。

- (4) 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション
・社会参加支援加算の算定要件について
今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、社会参加支援加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。
- (5) 通所介護・通所リハビリテーション
・中重度者ケア体制加算の算定要件について
今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、中重度者ケア体制加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。なお、通所介護の認知症加算についても同様である。
- (6) 介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・通所型サービス（総合事業）
・事業所評価加算の算定要件について
今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、事業所評価加算の基準の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。
- (7) 短期入所生活介護
短期入所生活介護における長期利用者に対する減算（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者について基本報酬を減算するもの）について、今般の被災により、在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続している場合には、適用しない取扱いが可能である。
- (8) （介護予防）福祉用具貸与
被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損した場合は、再度、貸与を受けることが可能である。
- (9) 特定（介護予防）福祉用具販売
被災前に購入していた特定（介護予防）福祉用具が滅失又は破損し、再

度同一の福祉用具を購入する場合には、介護保険法施行規則第70条第2項に定める「特別の事情がある」ものとして、当該購入に係る費用に対し保険給付することは可能である。

(10) 居宅介護支援

① 介護支援専門員が担当する件数が40件を超えた場合

被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

② 利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

③ 特定事業所集中減算

被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。

(11) 介護保険施設（※）

① 避難前と避難後で別のケアを行っている場合

避難前の施設等においてユニットケアを受けていた利用者が、避難先において従来型個室などの異なる環境でサービスを受けている場合、避難前の施設等において提供していたサービス（ユニットケア）を継続して提供していると判断できるときは、従前の算定区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

② ユニット型個室を多床室として使用した場合

避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が

長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

③ 被災地における施設基準の考え方について

被災地の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させたことにより、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準について、被災前にこれらを満たしていた介護保険施設が、当該基準を満たさなくなった場合であっても、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

④ 被災地以外における施設基準の考え方について

被災地以外の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させた場合にあつては、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、被災地から受け入れた入所者又は入院患者を除いて算出することができる。

（※）介護老人保健施設、病院、診療所及び介護医療院により行われる（介護予防）短期入所療養介護を含み、①及び②については（介護予防）短期入所生活介護を含む。

過去の実地指導における不適合事項一覧(介護老人保健施設 ※短期入所療養介護を含む。)

不適合事項 (項目)	不適合事項 (詳細)	根拠法令	指導内容
設備	設備(サービス・ステーション)について	指定基準第3条第1項	4階に設置されているサービス・ステーション内に物品等が置かれ使用できない状態にあり、療養室のある階ごとにサービス・ステーションが設置されていない。 室内を整理整頓し、サービス・ステーションとして使用できるよう原状回復し、介護・看護職員が入所者のニーズに適切に応じられるようにすること。
運営	苦情処理について	指定留意事項 第4の28(1)	相談窓口、苦情処理体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置に関する掲示がなされていなかったため、掲示すること。
報酬	介護保険施設サービス費について	施設基準五十五イ(1)(四)	介護保険施設サービス費(Ⅰ)の介護保険サービス費(iii)を算定できる施設の要件として、当該施設から退所した者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録している必要があるが、当該記録中、退所者の居宅における生活が継続する見込みである旨の記載がなかった(記載が不明瞭であった)。今後は漏れなく記載すること。
報酬	在宅復帰・在宅療養支援等指標(入所前後訪問指導割合)について	報酬留意事項第2の6(2)で準用する3(1)②ハc(d)	介護保険施設サービス費(Ⅰ)の介護保険サービス費(iii)を算定できる施設の要件である在宅復帰・在宅療養支援等指標の1つである入所前後訪問指導割合を算出するに当たり、当該指導については、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、入所者及びその家族等に指導を行い、その指導日及び指導内容の要点について診療録等に記録することとされているが、家族への指導に係る記録が確認できないものがあったので、今後は、家族への指導に関しても記録すること。
報酬	在宅復帰・在宅療養支援等指標(理学療法士等の配置割合)について	報酬留意事項第2の6(2)で準用する3(1)②ハf(d)	介護保険施設サービス費(Ⅰ)の介護保険サービス費(iii)を算定できる施設の要件である在宅復帰・在宅療養支援等指標の1つである理学療法士等の配置割合を算出するに当たり、理学療法士等が当該3月間に勤務すべき時間数の算出を、1週間に勤務すべき時間数を7で除した数に当該3月間の日数を乗じた数を用いていなかったため、今後は改めること。
報酬	退所時情報提供加算について	報酬留意事項 第2の6(19)②イ	退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、H12老企第40号の別紙様式2に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付することとなっているが、所定の様式により作成されていなかったため、今後は所定の様式にて作成すること。 また、当該文書に主治の医師が所属する医療機関名を記載すること。
報酬	送迎加算について	報酬基準 別表9イ注12	短期入所療養介護の送迎加算について、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合に加算するものであるため、送迎を行うことが必要と認められる事由を記録しておくこと。

指定基準: 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)

指定留意事項: 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第44号)

施設基準: 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)

報酬基準: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

報酬留意事項: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)